

**平成23年度における環境の状況並びに  
豊かな環境の保全及び創造に関して講じ  
た施策(案)**

平成 24 年 8 月

大 阪 府

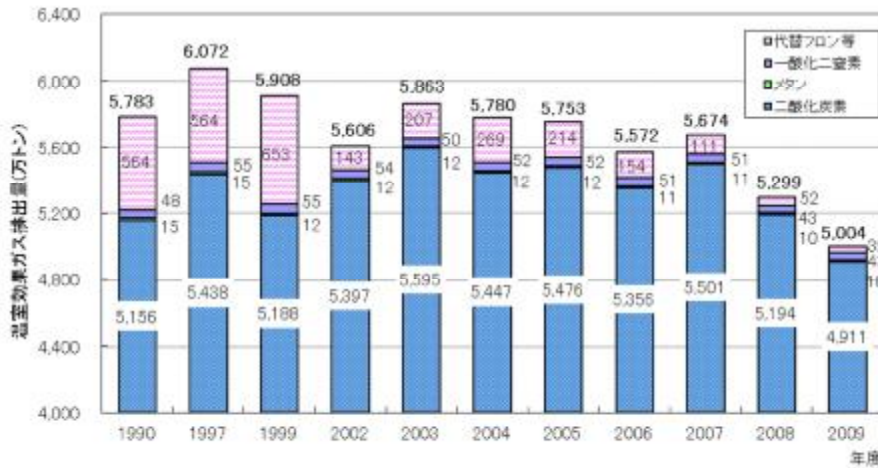
## 目 次

|       |                                 |    |
|-------|---------------------------------|----|
| 序 章   | おおさかの環境の状況                      | 1  |
| 第 1 章 | 計画的な環境政策の推進                     | 13 |
| 第 2 章 | 各分野において講じた施策                    |    |
| Ⅰ     | 府民の参加・行動                        | 17 |
| Ⅱ- 1  | 低炭素・省エネルギー社会の構築                 | 19 |
| Ⅱ- 2  | 資源循環型社会の構築                      | 23 |
| Ⅱ- 3  | 全てのいのちが共生する社会の構築                | 26 |
| Ⅱ- 4  | 健康で安心して暮らせる社会の構築（1）             | 29 |
|       | 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）             | 33 |
|       | 健康で安心して暮らせる社会の構築（3）             | 36 |
| Ⅲ     | 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進              | 39 |
| Ⅳ     | 施策推進に当たっての視点                    | 43 |
|       | （参考）新環境総合計画の中期的目標と進捗状況          | 47 |
| 第 3 章 | 平成 23 年度に講じた施策事業の点検・評価（単年度サイクル） | 49 |
| 巻末資料  | 環境保全目標                          | 61 |

# 序章 おおさかの環境の状況

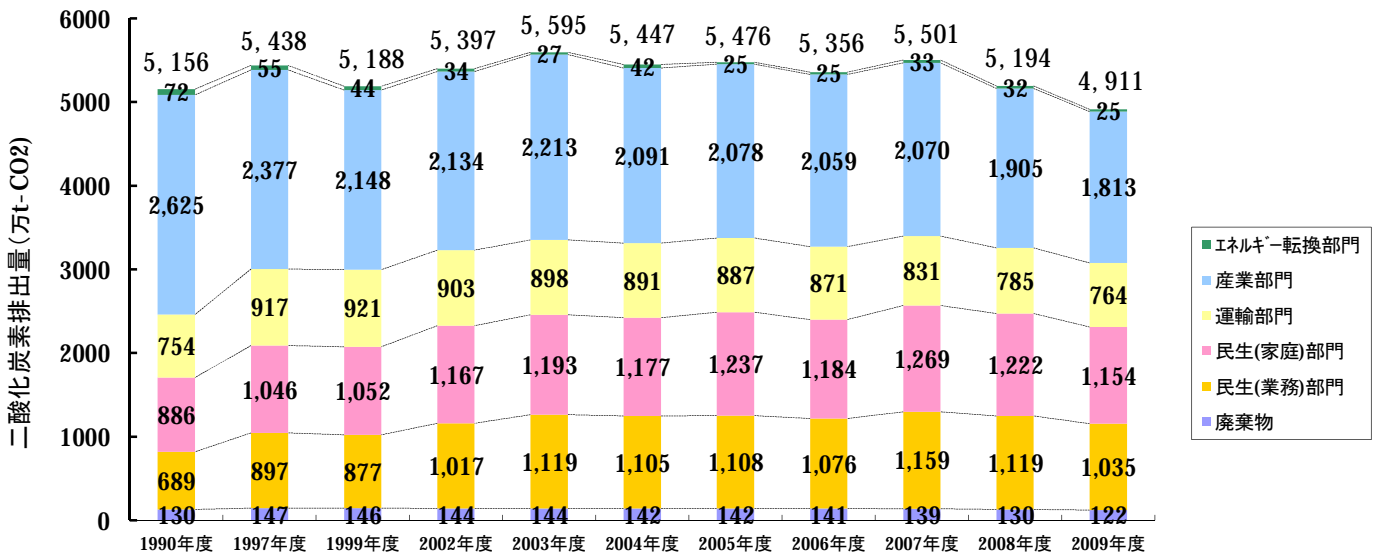
## 1 低炭素・省エネルギー関係

○温室効果ガスの排出量については、2009年度は5,004万トンであり、基準年度（1990年度）の5,783万トンと比べ、13.5%減少しています。



府域における温室効果ガス排出量の推移

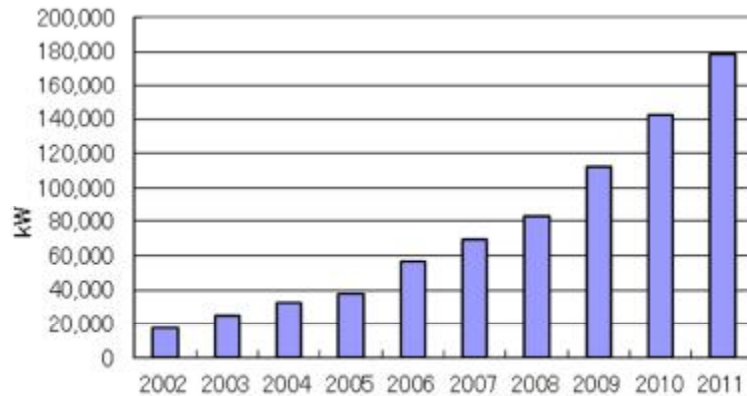
○二酸化炭素の排出量については、2009年度は4,911万トンであり、基準年度（1990年度）の5,156万トンと比べ、4.8%減少しています。基準年度と比較すると、産業部門やエネルギー転換部門は減少していますが、民生（業務）及び民生（家庭）部門は増加しています。



(注) 1. 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。  
2. 四捨五入の関係で、各欄の合計と合計の値が一致しないものがある。

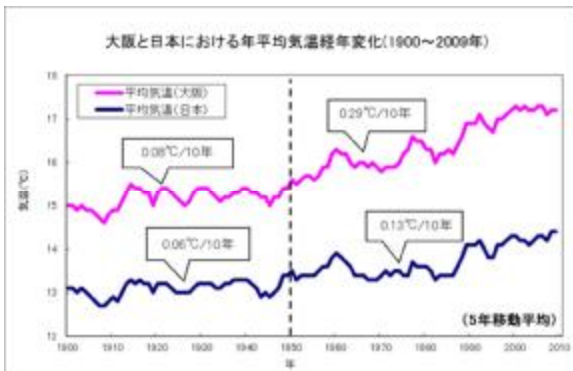
府域における二酸化炭素排出量の推移

○太陽光発電設備の導入状況については、2011年度は178,583kWであり、2010年度の142,672kWと比較し、25.2%増加しています。

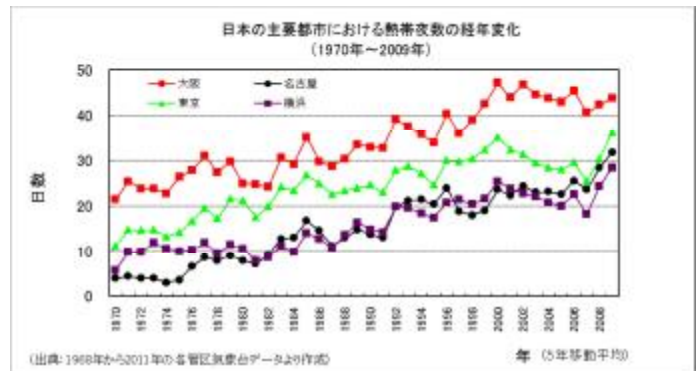


府域における太陽光発電設備の導入状況の推移

○年平均気温は、全国の年平均気温を上回るペースで上昇する傾向にあります。熱帯夜数については、近年40日を越えているが、横ばい傾向にあります。真夏日数については、近年80日を下回っているが、横ばい傾向にあります。



大阪・全国における年平均気温の推移



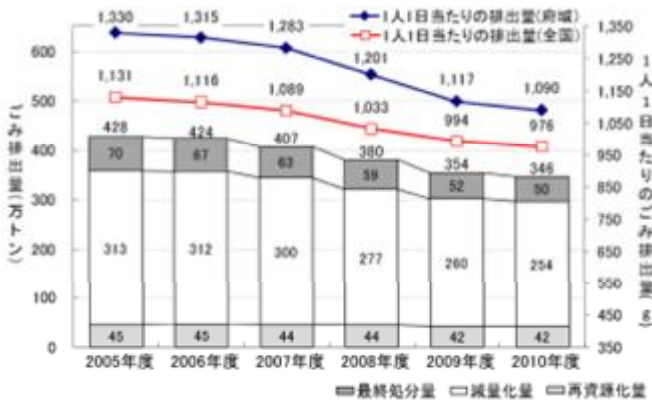
大都市における熱帯夜数



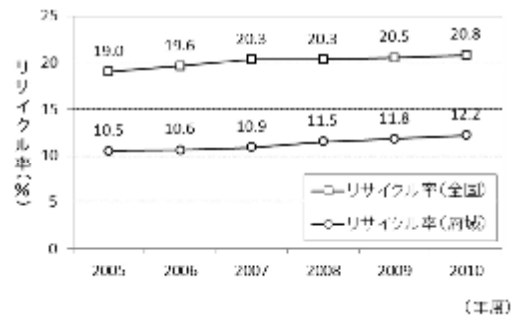
大都市における真夏日数

## 2 循環型社会関係

○一般廃棄物については、2010年度における1人1日あたりの排出量は2005年度と比べ18%減少しています。リサイクル率は全国平均を下回っていますが、増加傾向にあります。

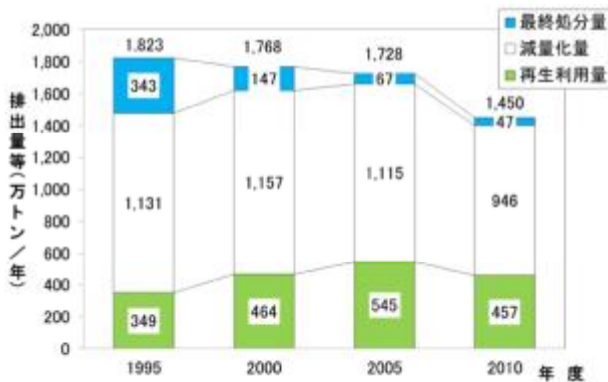


一般廃棄物排出量の推移

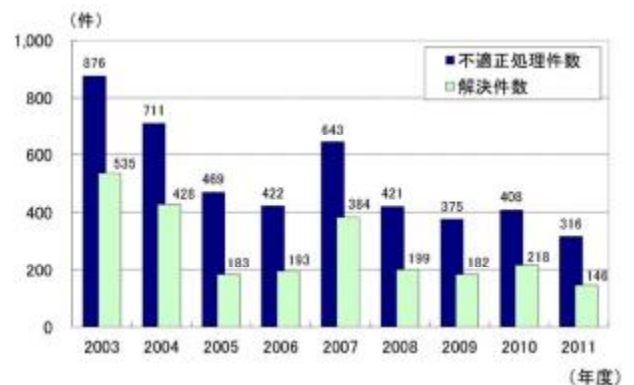


リサイクル率の推移

○産業廃棄物については、2010年度の最終処分量は47万トンであり、2005年度と比べ30%減少しています。また、不法投棄などの不適正処理の件数は減少傾向にあります、依然として多発しています。



産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移



産業廃棄物の不適正処理件数

### 3 大気環境関係

#### 凡 例

一般大気環境測定局

■ 大阪府所管

● 政令市所管

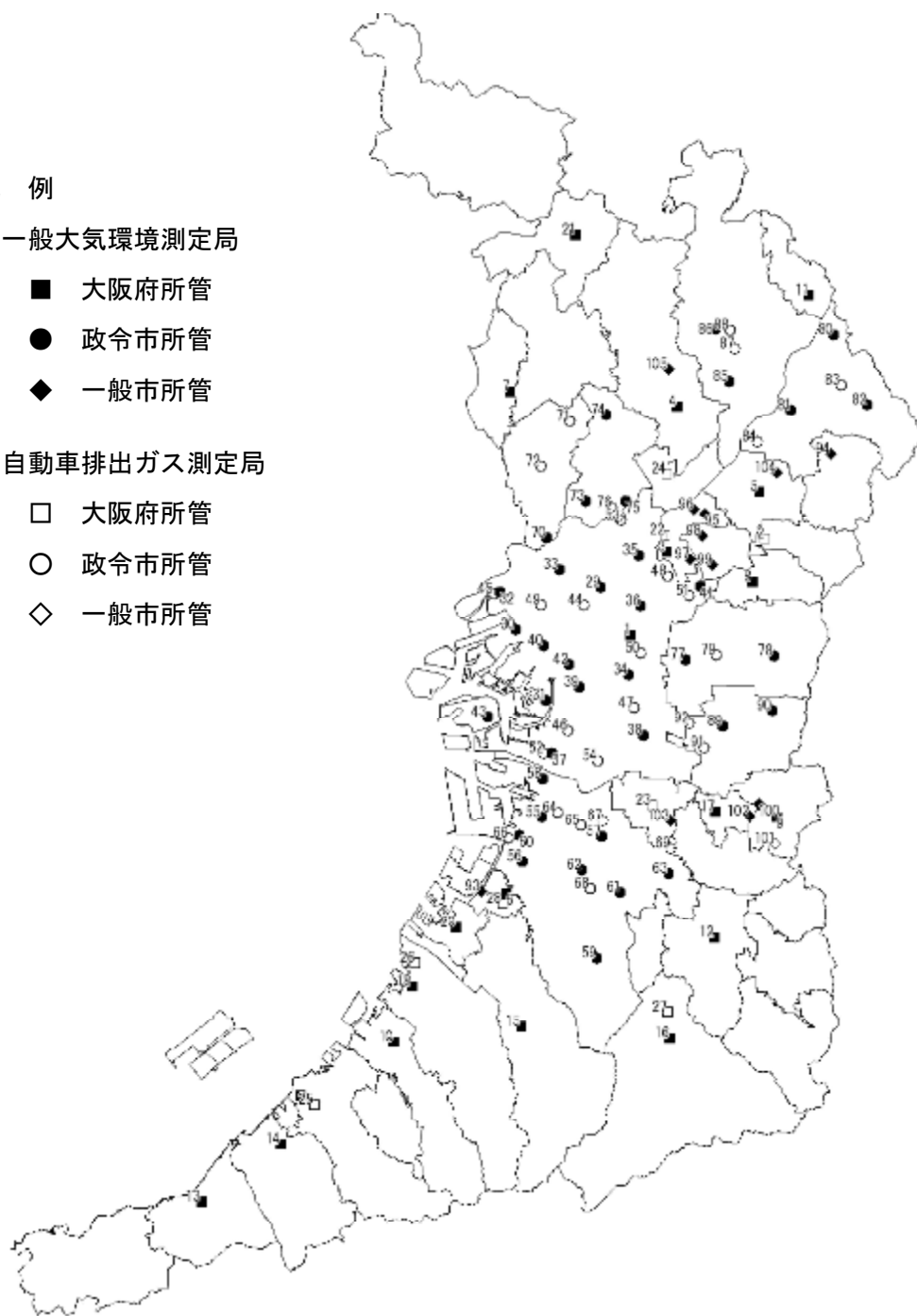
◆ 一般市所管

自動車排出ガス測定局

□ 大阪府所管

○ 政令市所管

◇ 一般市所管

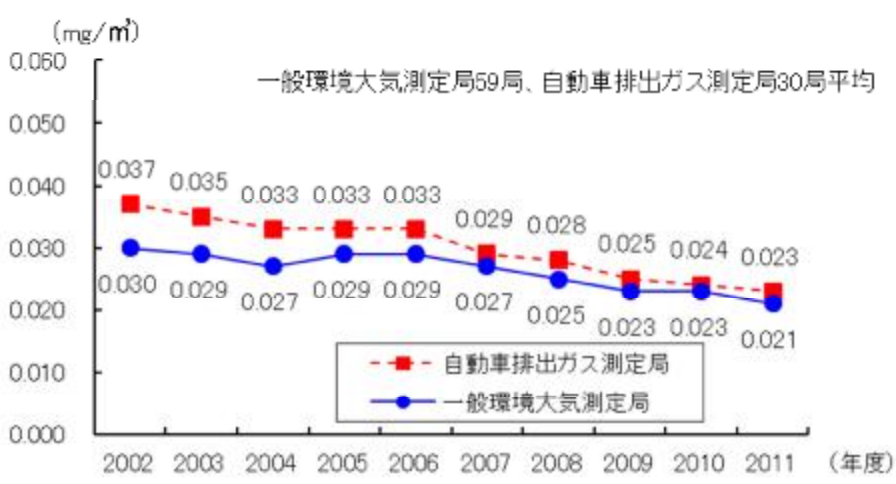


大気の常時監視地点図

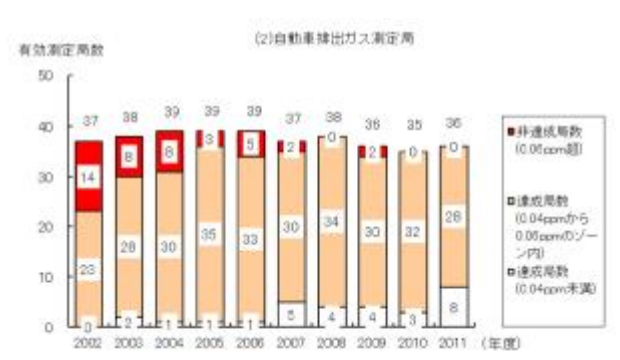
○大気の状態については、二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度ともに改善傾向にあり、2011年度は光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質を除き、環境保全目標を達成しています。



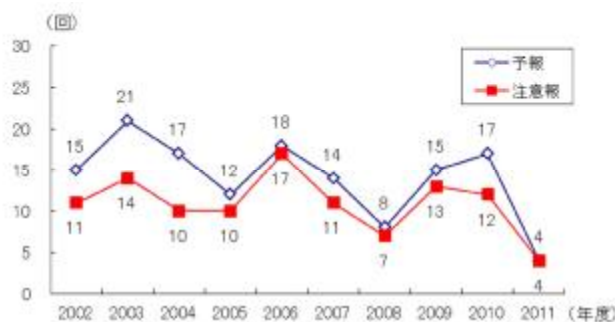
二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



浮遊粒子状物質（年平均値）の推移



二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移



光化学スモッグ発令回数の推移

○2011 年度から測定を開始した PM2.5 については、7 局中 1 局で達成しました。

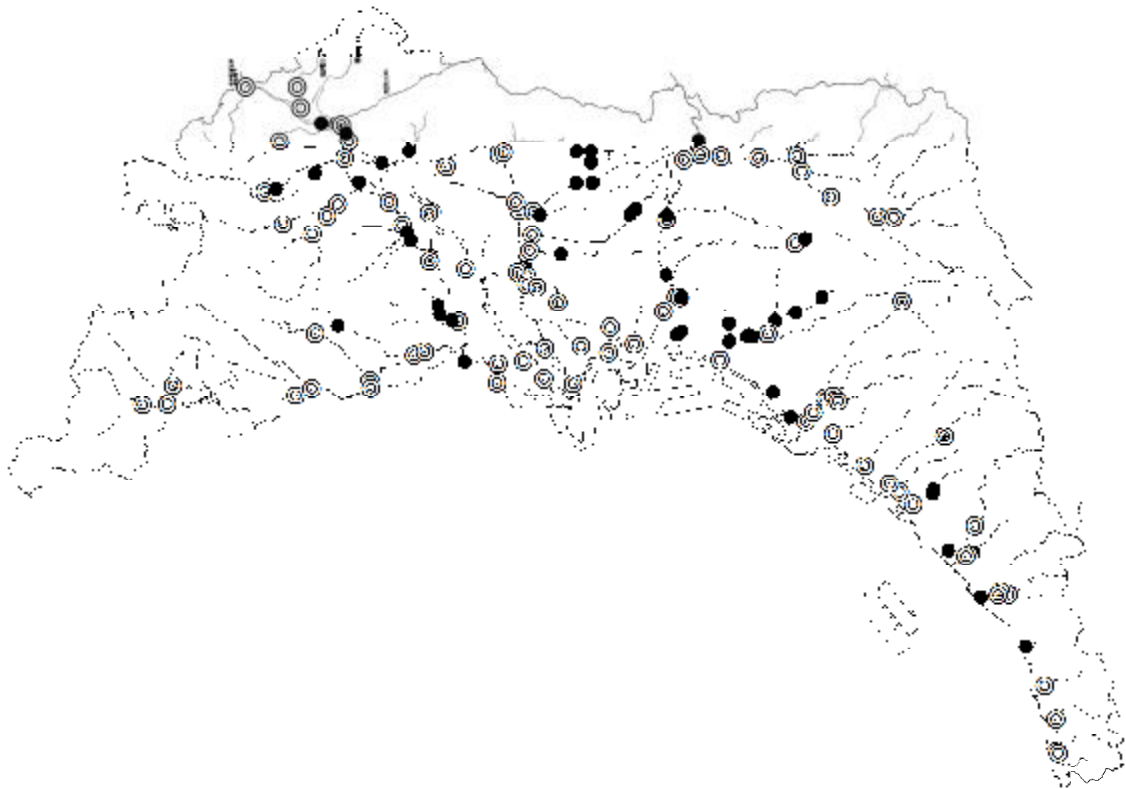
PM2.5 の環境保全目標達成状況 (2011 年度)

| 局区分 | 所在市  | 測定局名      | 年平均値<br>( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | 日平均値の年間<br>98%値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) | 環境基準<br>達成状況 |
|-----|------|-----------|--------------------------------------|---|--------------|
| 一般局 | 大阪市  | 聖賢小学校     | 17.0                                 | 38.9  | ×            |
| 一般局 | 堺市   | 浜寺        | 15.1                                 | 39.3  | ×            |
| 一般局 | 堺市   | 三宝        | 18.7                                 | 42.7  | ×            |
| 自排局 | 大阪市  | 出来島小学校    | 18.4                                 | 41.3  | ×            |
| 自排局 | 大阪市  | 新森小路小学校   | 19.1                                 | 42.3  | ×            |
| 自排局 | 堺市   | 美原丹上      | 18.1                                 | 42.7  | ×            |
| 自排局 | 吹田市  | 吹田簡易裁判所   | 14.9                                 | 34.0  | ○            |
| 一般局 | 大阪市  | 国設大阪 (※)  | 18.3                                 | 40.3  | —            |
| 自排局 | 四條畷市 | 国設四條畷 (※) | 14.7                                 | 32.6  | —            |
| 自排局 | 泉佐野市 | 末広公園 (※)  | 18.5                                 | 41.1  | —            |

※ 「国設大阪」「国設四條畷」「末広公園」局については、測定方法が環境省の認定基準を満たさないため、環境基準達成状況は評価せず参考値として掲載します。

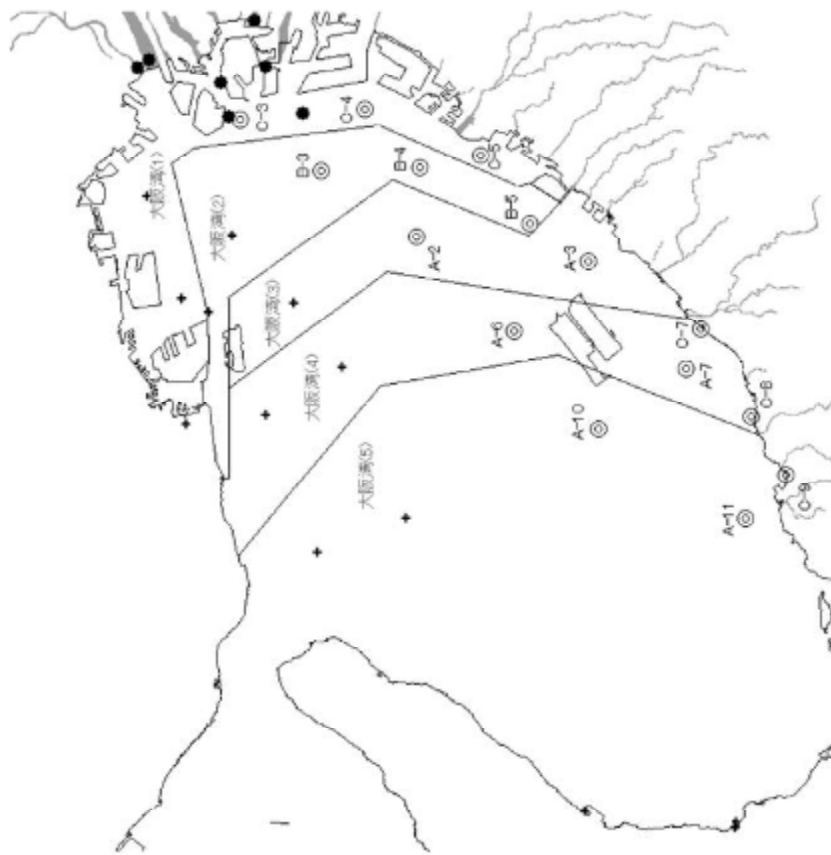


### 3 水環境関係

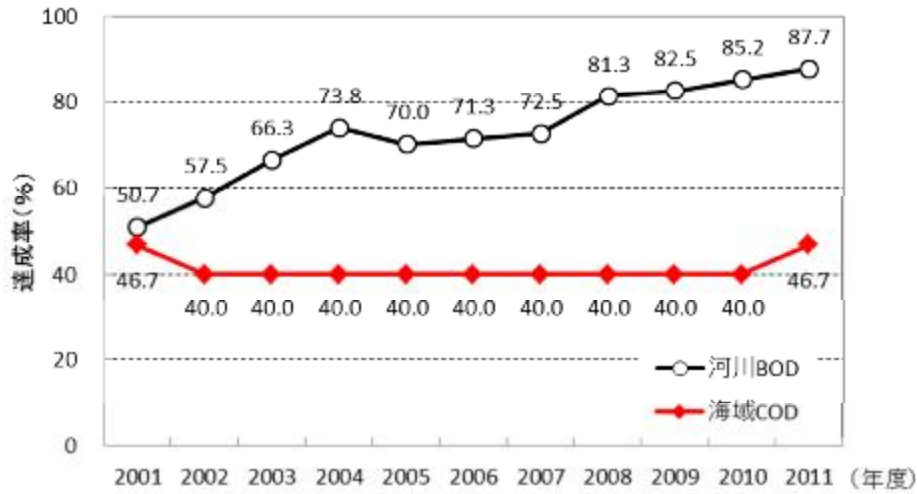


◎：環境基準点 ●：準基準点  
※ただし、+は兵庫県の環境基準点（COD）

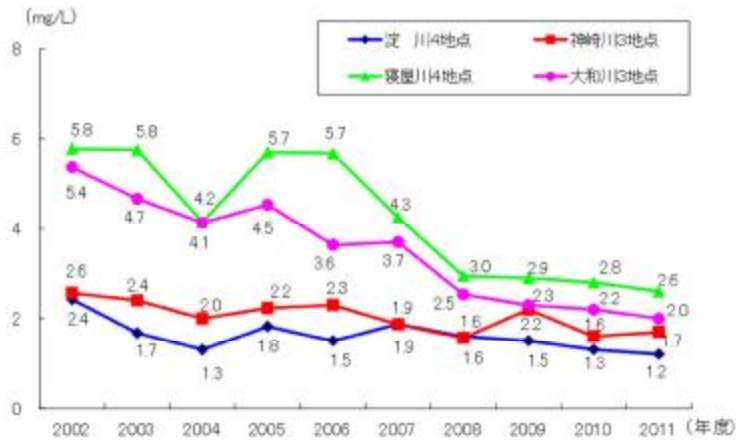
河川及び海域の常時監視地点図



○水質の状況については、2011年度は河川 BOD 及び海域 COD において環境保全目標の達成状況は 87.7%、46.7%と未達成の水域が残っているが、カドミウム等の健康項目は概ね達成しています。



河川の BOD 及び海域の COD の環境保全目標達成率の推移



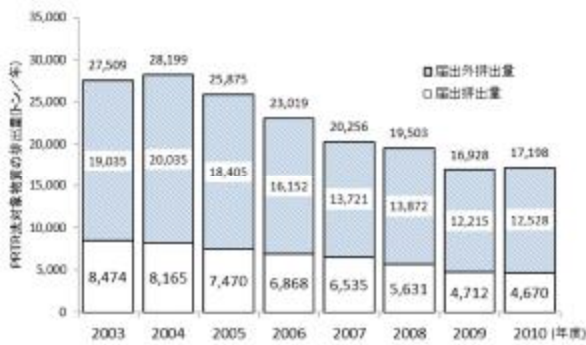
府内主要河川の BOD (年平均値) の推移



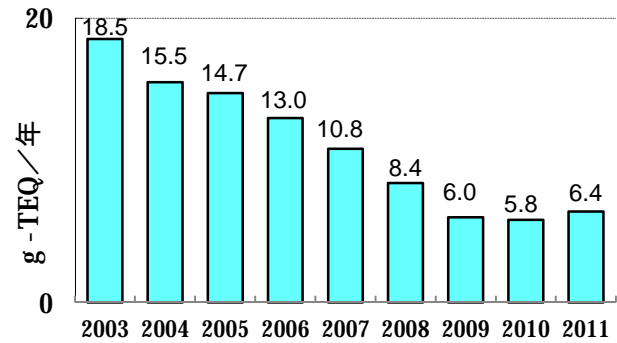
大阪湾の COD (表層年平均値) の推移

## 4 化学物質関係

○ダイオキシン類や化学物質の環境中への排出量は概ね減少傾向にあります。



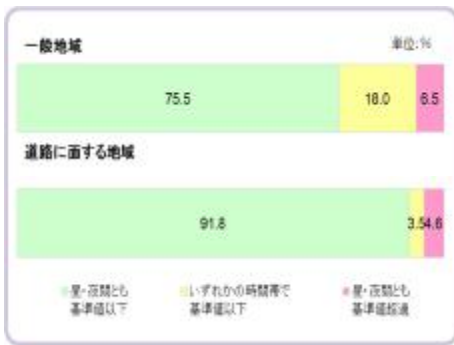
府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の推移



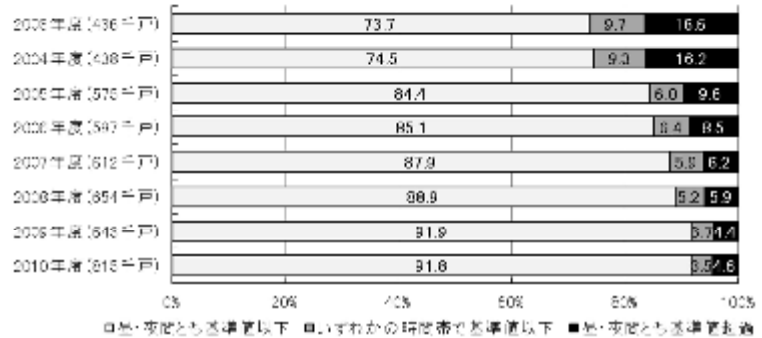
府内でのダイオキシン類の排出量の推移

## 5 騒音関係

○騒音については、道路沿道における騒音に係る環境保全目標の達成率は上昇の傾向で推移しています。



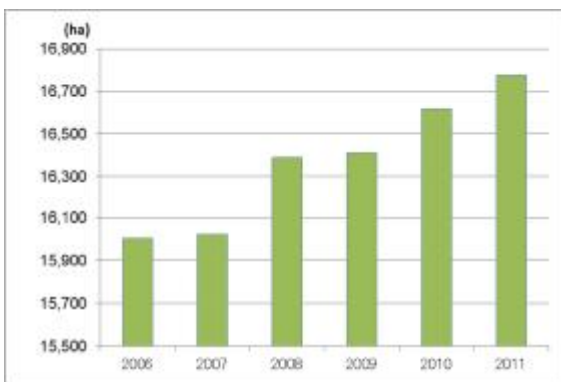
騒音に係る環境保全目標達成状況



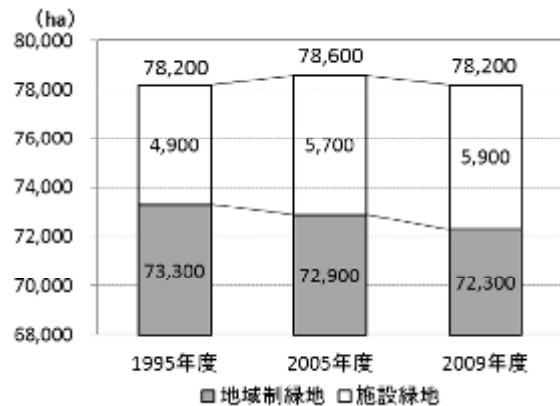
道路に面する地域に係る環境保全目標達成率の推移

## 6 自然環境

○保安林については、新たに 159ha 指定しました。緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

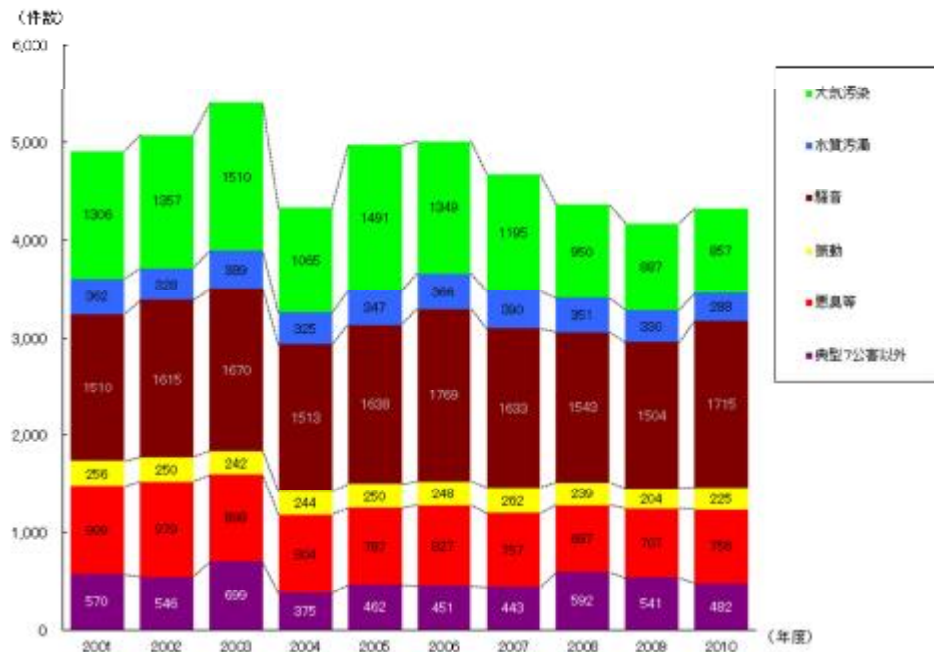
## 7 立入検査等実施件数

○2011年度の法令に基づく立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

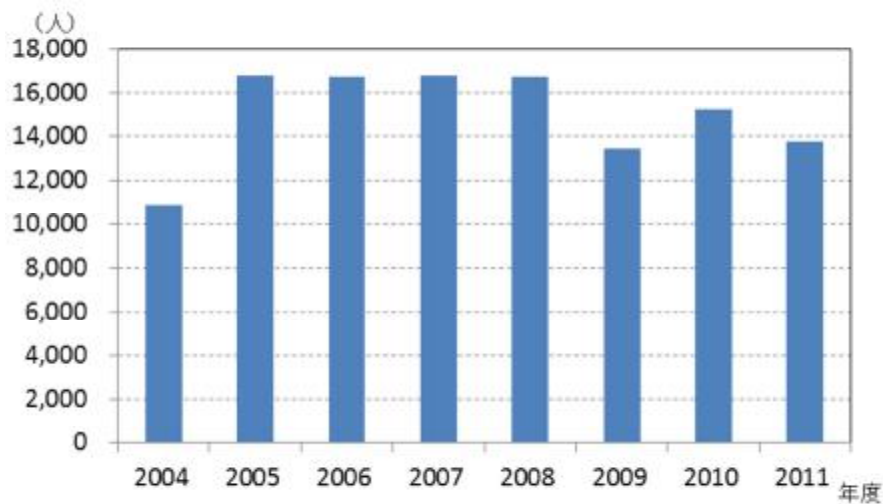
|                              |                              |   |
|------------------------------|------------------------------|---|
| 大気（法規制事業場：1121 条例規制事業場：1807） |                              |   |
| 一般大気                         | 工場・事業場への立入り件数                | 1415 件                                      |
|                              | 施設設置や変更時の届出書類件数              | 1316 件                                      |
|                              | サンプル採取・分析件数                  | 90 件  |
| アスベスト                        | 解体現場の立入り検査実施件数               | 203 件                                       |
| 水質（法規制事業場：1,601 条例規制事業場：104） |                              |   |
|                              | 工場・事業場への立入り件数                | 1,018 件                                     |
|                              | 施設設置や変更時の届出書類件数              | 516 件                                       |
|                              | サンプル採取・分析件数                  | 579 件                                       |
| 交通環境                         |                              |   |
|                              | 流入車規制のステッカー交付枚数              | 4.9 万枚<br>累計約 98.2 万枚                       |
|                              | 立入検査及び指導件数                   | 48 回<br>約 4,500 台<br>累計 193 回<br>約 17,000 台 |
| 土壌汚染                         |                              |   |
|                              | 法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数        | 22 件  |
|                              | 土地の形質変更届出件数                  | 77 件  |
| 化学物質                         |                              |   |
|                              | 法・条例に基づく排出量等の届出件数            | 1681 件                                      |
|                              | 条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数        | 444 件                                       |
| 廃棄物                          |                              |   |
|                              | 産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数        | 449 件                                       |
|                              | 産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数          | 15,142 件                                    |
|                              | 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数         | 858 件                                       |
|                              | 自動車リサイクル法に基づく登録・許可業者への立入検査件数 | 223 件                                       |
|                              | フロン回収・破壊法に基づく登録業者への立入検査件数    | 52 件  |

## 8 その他

○2010 年度に受け付けた苦情件数については、前年度に比べて 3.6%増加し、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の 39.7%を占めています。2011 年度の環境情報プラザの利用者数は、2003 年度に比べて倍増しています。



苦情件数の推移



環境情報プラザの利用者数の推移



# 第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に従い各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「大阪21世紀の新環境総合計画」に示した施策の方向等に基づき各種の施策を総合的かつ計画的に推進しました。

## 1 環境基本条例等の施行

### ■環境基本条例（1994年3月）

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

### ■循環型社会形成推進条例（2003年3月）

再生品の普及促進や不適正処理の根絶など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

### ■温暖化の防止等に関する条例（2005年10月）

事業活動における温室効果ガス及び人工排熱の排出抑制や建築物の省エネルギー等の環境配慮など、地球温暖化防止及びヒートアイランド現象の緩和に向けた施策を推進しました。

また、特定事業者の対象範囲の拡大や技術的助言及び立入調査の条項の追加、建築物環境性能表示の義務付け等、条例及び規則の改正を行いました。（2012年3月改正）

### ■生活環境の保全等に関する条例（1994年3月）

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

2011年10月には、事業者に対し、排ガス中のばい煙等の濃度や排水の汚染状態の測定結果について記録の保存を義務付け、違反者への罰則を創設するとともに、大気汚染に係る改善命令等の発動要件を緩和し広く発動できるよう改正を行い、2011年12月から施行しています。

また、1,1-ジクロロエチレンの排水基準を見直しました。（2011年11月施行）

### ■水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（1974年3月）

府民の健康を保護し、又は生活環境を保全することを目的として、汚濁物質の排出を抑制するため、法の排水基準に代えて府内で適用する排水基準を定めています。1,4-ジオキサンの排水基準の設定（2012年5月施行）及び1,1-ジクロロエチレンの排水基準の見直し（2011年11月施行）を行いました。

### ■自然環境保全条例（1973年3月）

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取り組みを推進しました。2005年10月には、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行い、2006年4月から施行しています。

### ■環境影響評価条例（1998年3月）

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が実施した環境影響評価及び事後調査の審査を行いました。

### ■景観条例（1998年10月）

景観法を活用し、12箇所の景観計画区域内において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。また、2012年度に歴史的街道区域を追加指定し、その中の重点区域の追加指定について検討を行っています。

### ■文化財保護条例（1969年3月）

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

### ■放置自動車の適正な処理に関する条例（2004年3月）

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

## 2 環境総合計画の推進

2011年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」に基づき、「府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市」の構築の実現に向け、「平成23年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめ、下記に示す各分野について、諸施策を推進しました。

また、新計画に基づく進行管理の方法を検討し、新たな方法による計画の進行管理を開始しました。



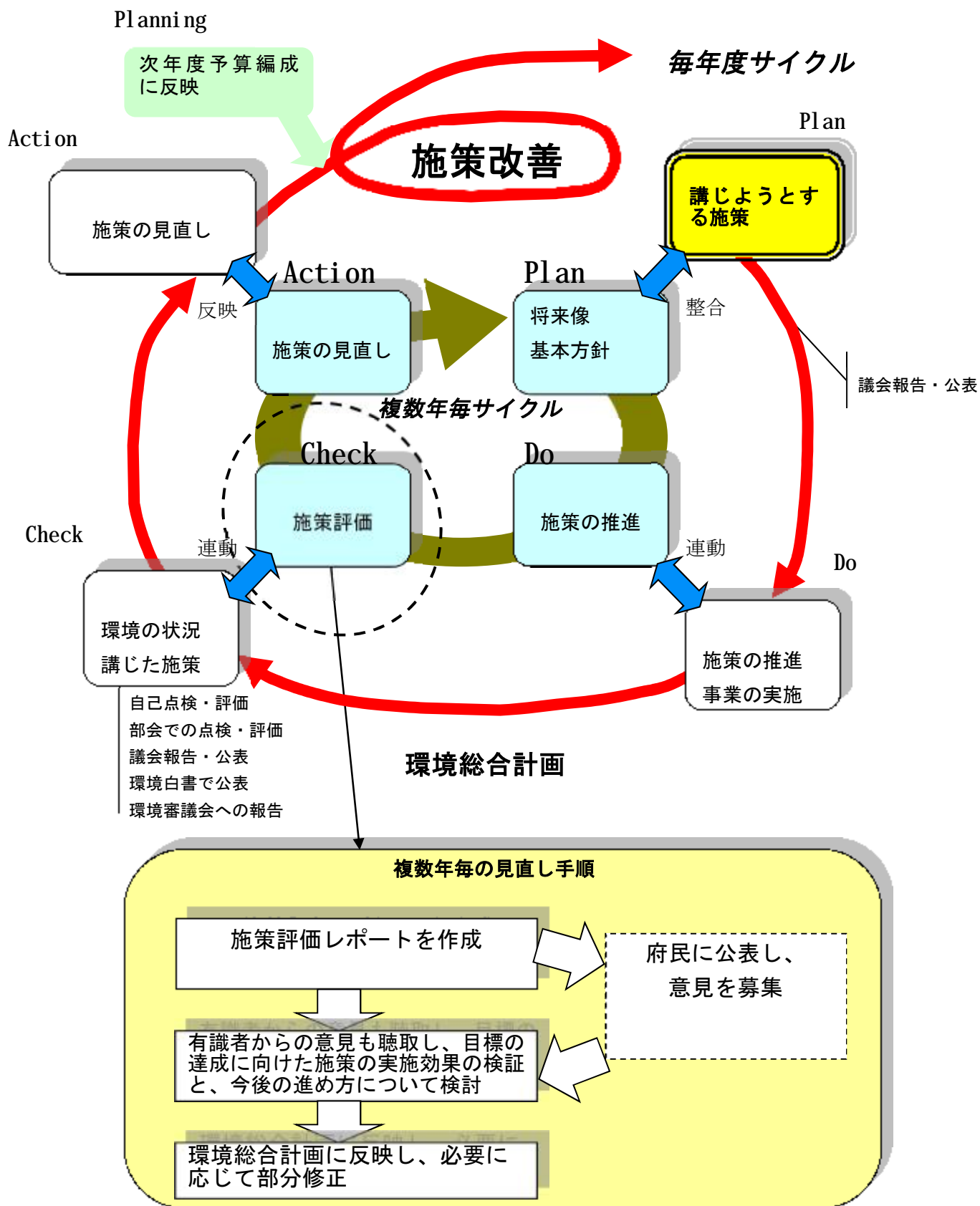
計画に定める各分野の関連についての概念図



### 3 環境総合計画の進行管理

計画の進行管理として、2つのPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによる進行管理・点検評価システムを導入しています。毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年（3～4年）毎のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。

|        | 毎年度のサイクル  | 複数年毎のサイクル   |
|--------|---|---|
| Plan   | 環境基本条例に掲げられた基本理念や、環境総合計画で掲げられた中長期的な目標などを施策等の方針とし、毎年度の施策実施プログラムとして環境基本条例第10条第2項により、講じようとする施策を府議会に報告するとともに公表。 | 環境総合計画の策定   |
| Do     | 環境基本条例第7条の施策の基本方針及び環境総合計画の施策の展開方向を踏まえながら、様々な施策や事業を実施・運用。  | 計画の推進   |
| Check  | 環境基本条例第10条第1項により、毎年度、環境の状況と豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を作成し、府環境審議会環境総合計画部会で点検・評価。府議会に報告するとともに公表。                   | 計画に定められた2020年の目標（アウトカム）毎に、関連する施策・事業を対象に作成した施策評価レポート及び工程表を府環境審議会環境総合計画部会において点検・評価。 |
| Action | 点検・評価結果等をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。  | 点検・評価結果をもとに、施策・事業の内容や選択について見直し。必要に応じ、計画の見直し。                                      |



## 第2章 各分野において講じた施策

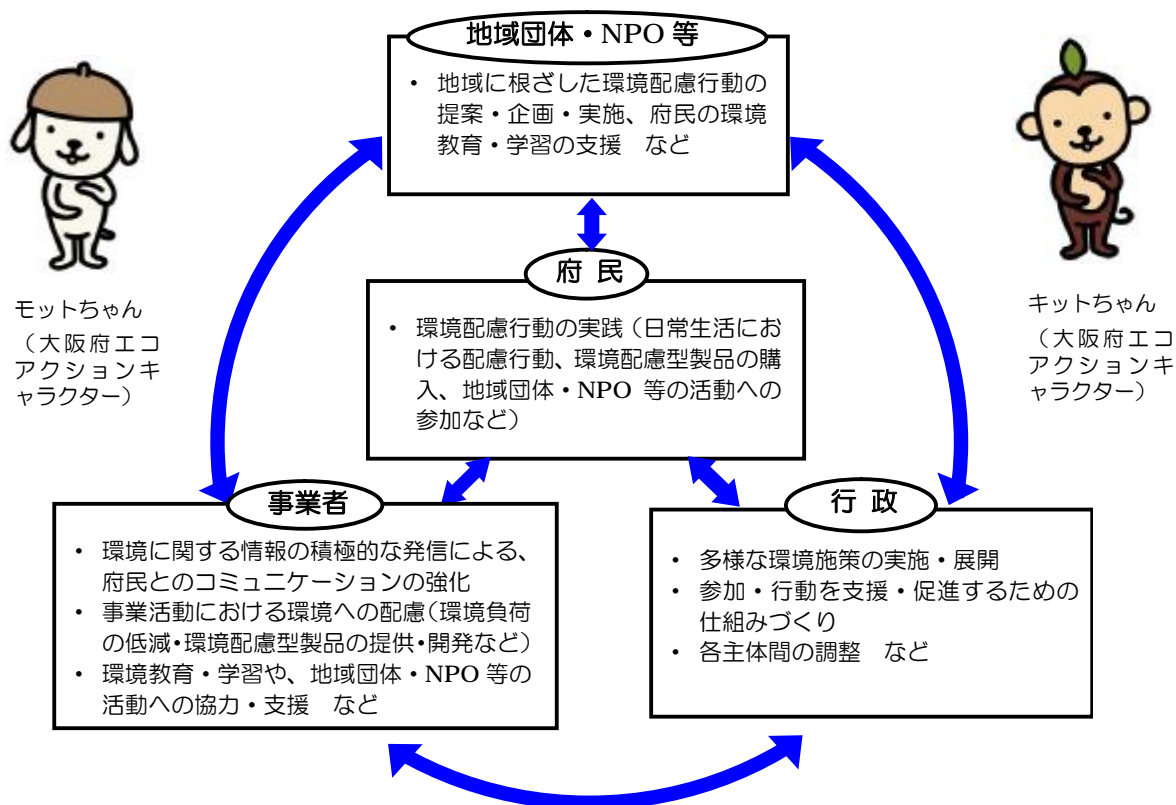
### I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、  
私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を  
保全しながら将来に引き継ぐためには、  
社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- ・ 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- ・ 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



#### ●施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■環境情報の管理運営

[50,611 千円]

「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境の状況や環境の施策等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進しました。

<2011 年度の実績>

アクセス数：1,011 万件/年

【環境農林水産総務課 06-6210-9542】

(実施：環境農林水産総合研究所)

### ■環境情報プラザ管理運営事業

[1,558 千円]

府域における環境活動の拠点施設として環境情報プラザにおいて環境関連図書・ビデオ・パネル・チラシ等の環境情報を提供するとともに、研修室・実験室等の施設を活動の場として提供しました。

さらに、web ページ「かけはし」において NPO、自治体、団体等の環境活動の交流を図るとともに、交流会やセミナー等を開催しました。

<2011 年度の実績>

プラザ利用者：13,787 人/年

環境 NPO 等との共催開催：2 回



web ページ「かけはし」

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

(実施：環境農林水産総合研究所)

### ■ローカルアジェンダ 21 推進事業

[2,401 千円]

大阪府環境基本条例による体制整備の一環として設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、大阪府域におけるローカルアジェンダ 21 である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施しました。

<2011 年度の実績>

府民会議の開催：企画委員会 2 回、総会 2 回

2011 年度版「行動計画」の作成・配布 (300 部)

グリーン購入セミナーの開催



2011 年度環境壁紙コレクション最優秀作品

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

### ■笑働 O S A K A の推進【新規】

[0 千円]

笑顔あふれる大阪を実現するため、道路や河川、港湾などのまち美化、リサイクル、花植えなど、府民や企業による地域協働を助け、繋げ、支え、伝えるべく、笑顔と感謝をキーワードに笑働 O S A K A を推進しました。



<2011 年度の実績>

アドプト活動 約 500 団体、約 5 万人

地域協働交流会を 10 回開催

【事業管理室 06-6944-9268】

[ ]内の数字は 2011 年度の決算（見込み）額

## II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

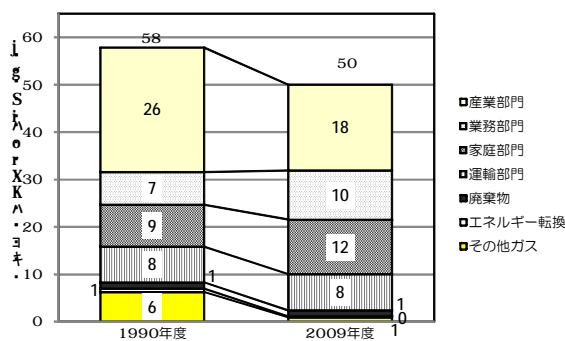
### 《目標：2020年度》

国の取組みと連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。

- ・ 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。
- ・ 府域の太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。

### 《目標に対する現状》

■大阪府域における2009年度の温室効果ガス排出量は約50百万トンであり、1990（平成2）年度と比べ約13.5%減少となっています。



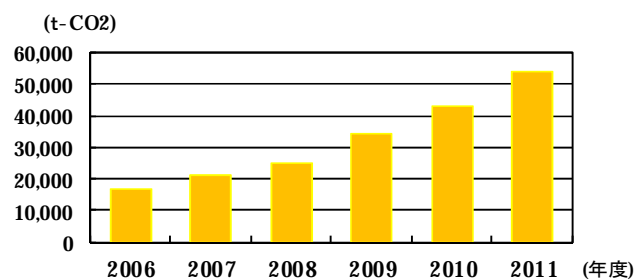
注) 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定。

#### 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

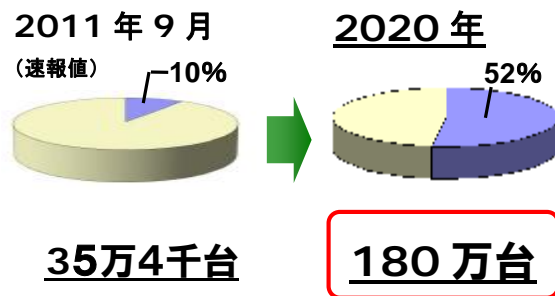
■大阪府域の2011年度9月時点の自動車保有台数は約345万台で、そのうちエコカー(注)の台数は速報値では約35万4千台(約10%)以上になり、17万6千台以上増加しました。

注) エコカーとは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

■大阪府域の2011年度の太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量は約5.4万トンです。



※ 2020年度目標：約100万トン  
太陽光発電の導入によるCO<sub>2</sub>削減量



エコカーの普及目標(2020年度)

### ● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収の促進

## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■大阪府地球温暖化対策実行計画の策定【新規】

[0 千円]

大阪府環境審議会や府民等の意見を踏まえ、家庭、業務、産業、運輸、資源循環、森林吸収・緑化の推進等、再生可能エネルギーの普及等の部門別の具体的な対策を盛り込んだ大阪府地球温暖化対策実行計画を策定しました。



大阪府地球温暖化対策実行計画

#### <2011 年度の実績>

地球温暖化対策の今後の取組方針の確立

(参考) 温室効果ガス排出量

1990 年度比 2008 年度 14.1%削減

(電気の排出係数を 2008 年度で固定)

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

### ■まるごと運用改善支援事業【新規】

[38,985 千円]

中小事業者の省CO<sub>2</sub>対策を進めるため、業務部門の中小事業者のエネルギー使用実態を把握しました。

また、運用改善や小規模改修によるランニングコスト低減やCO<sub>2</sub>削減効果を検証し、中小事業者が直ちに実践できる運用改善を中心とするCO<sub>2</sub>削減マニュアルを作成しました。



CO<sub>2</sub>削減マニュアル

#### <2011 年度の実績>

中小事業者への指導用及び配布用の業種別CO<sub>2</sub>削減マニュアル(運用改善マニュアル)を作成。

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

### ■省エネ・省CO<sub>2</sub>相談窓口の設置・運営【新規】

[1,073 千円]

省エネ・省CO<sub>2</sub>相談窓口を設置し、運用改善など省エネ対策に広く精通した専門家を配置して、中小企業の省エネ・省CO<sub>2</sub>の取組みを支援しました。



相談窓口 Web サイト

#### <2011 年度の実績>

2012 年 1 月に相談窓口を開設し、88 件の相談・支援等を行った。

- ・省エネ診断件数：6 件
- ・セミナー：開催 1 回、参加者 52 名
- ・講演依頼：1 回、参加者 27 名
- ・その他相談件数：3 件

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

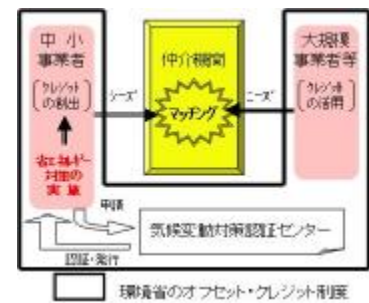
(実施：環境農林水産総合研究所)



## 大阪版カーボン・オフセット制度推進事業

[170 千円]

温室効果ガス排出削減クレジットの仲介機関を運営する大阪府地球温暖化防止活動推進センターに対して事業費の一部を府が補助し、クレジットの創出・活用を図りました。



### <2011 年度の実績>

大阪版カーボン・オフセット認証済クレジット

- ・売却済 855 t-CO<sub>2</sub>
- (府外産含めて 1,014 t-CO<sub>2</sub>)

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

## エコカー普及促進事業

[484 千円]

官民で電気自動車、ハイブリッド車等多様なエコカーの普及を推進する「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、エコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動などの取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。

### <2011 年度の実績>

エコカー保有台数：35 万 4 千台以上（2011 年 9 月速報値）



200V 普通充電器

【環境管理室 06-6210-9586】

## エコ燃料実用化地域システム実証事業

[568,728 千円]

二酸化炭素削減対策となるバイオエタノール混合ガソリンの普及に向け、バイオエタノール 3% 混合ガソリン (E3) の製造・流通・販売を大規模かつ広域的に行い、実用化に近い規模での検証・評価を行いました。

2011 年度は、引き続き E3 の品質確認や利用状況の把握を行うとともに、民間事業者が E3 を供給するための事業スキームを調査・検討しました。



E3 ロゴマーク

### <2011 年度の実績>

- E3 を供給するための環境を整備。
- E3 がレギュラーガソリンの品質規格に適合し、安全に利用できることを実証。

【みどり・都市環境室 06-6210-9554】

## 府庁の地球温暖化対策への取組み

[209 千円]

府自らが率先して温室効果ガス削減に取り組むため、「温暖化対策ふちょうアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」を策定しました。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、府は特定事業者として、エネルギー使用量削減の取組みを継続的に推進しました。これらの取組みを着実に進めるため、府独自の環境マネジメントシステムを運用しました。



大阪府エコアクションキャラクター  
モットちゃん、キットちゃん

### <2011 年度の実績>

計画の策定による地球温暖化対策の今後の取組方針の確立

【みどり・都市環境室 06-6210-9288】

## ■建築物環境配慮制度の推進

[2,489千円]

CO<sub>2</sub>削減・省エネに配慮した建築物が市場で高く評価されるような取組みを推進します。これまで進めてきた大阪府建築物環境配慮制度の届出対象規模の拡充に加え、「簡便」で「わかりやすい」評価手法（CO<sub>2</sub>削減、省エネ対策、みどり・ヒートアイランド対策に重点化）による届出制度及びその評価結果を府民にわかりやすくラベルで表示する制度の推進を図りました。

### <2011年度の実績>

ラベル表示については、2,000㎡以上の新築等の建築物の販売又は賃貸の広告を行う場合、一定条件の下で表示を義務付けすることとした。

（2月議会において成立、施行日は2012年7月1日）また、届出制度は5,000㎡超から2,000㎡以上に規模拡大するよう作業を進めた。（施行日2012年7月1日）



大阪府建築物環境性能表示

【建築指導室 06-6210-9725】

## ■新たなエネルギー社会づくりに関する検討【新規】

[ - 千円]

住民生活の安全・安心を確保するとともに、持続可能な成長を支えるため、中長期的には原発依存度を低下させ、安全かつ安定的に、適切な価格で電力が供給される体制を確保するためには、地域の特性に応じた「新たなエネルギー社会」の構築が不可欠です。このため、大阪府環境審議会に諮問するとともに、大阪府市統合本部のもとに大阪府市エネルギー戦略会議を設置して、新たなエネルギー社会づくりに関する検討を開始しました。

### <2011年度の実績>

新たなエネルギー社会づくりに関する検討に着手  
大阪府市エネルギー戦略会議の開催回数：3回  
大阪府環境審議会新たなエネルギー社会づくり  
検討部会の開催回数：2回



第1回大阪府市エネルギー戦略会議

【エネルギー政策課 06-6210-9288】  
(2011年度は環境農林水産総務課)

## ■道路照明灯のLED化

[32,329千円]

省エネ性能に優れたLED道路照明の普及を積極的に推進するため、府独自の「大阪府LED道路照明技術評価制度」により、一定水準以上の製品を認定し、府発注工事で活用することなどにより、府域道路照明灯のLED化を行いました。

### <2011年度の実績>

新設時にナトリウム灯などの既存灯具でなく、LED認定商品を採用することにより省エネ化を促進。（ナトリウム灯210W→LED認定商品100VA未満で照明灯1基当たり約1/2の省エネ化）



LED道路照明

【交通道路室 06-6944-9291】

[ ]内の数字は2011年度の決算（見込み）額



## II-2 資源循環型社会の構築

### 《目標：2020年度》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比)
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減する\*。

\*削減幅については、2010年度実績を踏まえて定めます。

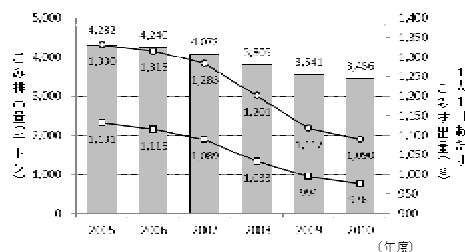
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物\*を分別している府民の割合を概ね 100%にする。(2009年度府民アンケート 89.4%)

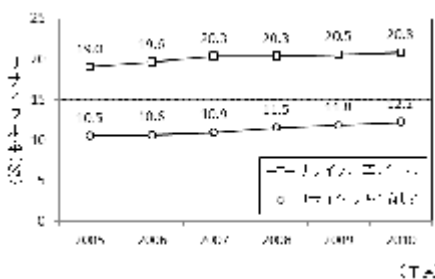
\*ペットボトルや空き缶、古紙等。

### 《目標に対する現状》

- 2010年度の一人一日あたりの一般廃棄物の排出量(1,090g/人日)、リサイクル率(12.2%)等は全国でワースト1となっています。その要因としては、リサイクル可能な資源物が、特に事業系のごみに混入していることなどが考えられます。

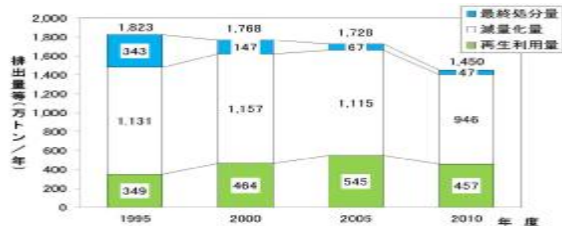


一般廃棄物排出量の推移



一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 2010(平成22)年度に府内から排出された産業廃棄物は1,450万トン、そのうち再生利用量は457万トン、最終処分量は47万トンとなっています。

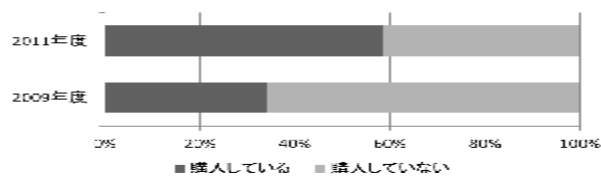


産業廃棄物の最終処分量等の推移

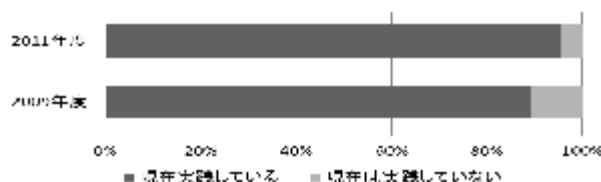
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- 府民の約59%がリサイクル製品を購入しており、約96%が資源物\*を分別しています。(2011年度府民アンケート結果)

リサイクル製品を購入している府民の割合



資源物を分別している府民の割合



\*ペットボトルや空き缶、古紙等

### ●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■循環型社会推進計画の策定【新規】

[8,798 千円]

府域における生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環的利用に向けた取組みを促進し、資源循環型の社会を構築するため、2012 年3月に循環型社会推進計画を策定しました（計画期間：2011 年度～2015 年度）。本計画の対象は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量と適正な処理」に加え、「循環型社会の構築」として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関連する事項についても広く捉えています。これに伴い、計画の名称もこれまでの「廃棄物処理計画」から「循環型社会推進計画」に変更しました。なお、本計画は、2011 年 11 月に大阪府環境審議会から計画策定の基本的な考え方について答申を得たうえ、パブリックコメントの手続きを経て策定したものです。

#### <2011 年度の実績>

新たな目標値、施策等の明確化

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

### ■適正な家電リサイクルの推進

[96 千円]

地デジ移行の影響による使用済テレビの不法投棄が急増したことを踏まえて、適正な家電リサイクルについて、府のホームページや府政だより等による府民等への普及啓発を実施しました。また、不用品回収業者による不適切な処理等の防止のため、立入検査・指導を実施しました。



#### <2011 年度の実績>

不法投棄台数の比較

使用済み家電の不法投棄も犯罪です

|            | 2009 年度 | 2010 年度      |
|------------|---------|--------------|
| ・使用済テレビ    | 6656 台  | → 8959 台(増加) |
| ・エアコン      | 126 台   | → 104 台(減少)  |
| ・冷蔵庫・冷凍庫   | 2878 台  | → 2345 台(減少) |
| ・洗濯機・衣類乾燥機 | 1057 台  | → 680 台(減少)  |

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

### ■容器包装リサイクルの推進

[186 千円]

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、第6期大阪府分別収集促進計画（2011～2015 年度）の円滑な実施のほか、市町村の分別収集実施状況や、リサイクル施設の整備状況を把握し、市町村に対する技術支援を行いました。



容器包装リサイクルの現場

#### <2011 年度の実績>

大阪府分別収集促進計画の計画達成率の向上等

|            | 2009 年度   | 2010 年度     |
|------------|-----------|-------------|
| 分別収集の計画達成率 | 86.6%     | → 85.3%     |
| 分別収集の実績量   | 159,301 t | → 166,034 t |

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

## ■再生品普及促進事業

[901 千円]

生産段階における循環資源（廃棄物等）の利用を促進し、資源のリサイクルをより一層進めるとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、2004 年度から循環資源を利用し府内の工場で製造したリサイクル製品で、一定の基準を満たすものを「なにわエコ良品（大阪府認定リサイクル製品）」として認定しており、2011 年度においても製品認定と、普及啓発を行いました。



大阪府リサイクル製品認定マーク

### <2011 年度の実績>

リサイクル製品の認定件数

2010 年度：117 件 → 2011 年度：115 件

リサイクル製品を購入している府民の割合の増加

2010 年度：52% → 2011 年度：59%

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

## ■PCB 廃棄物適正処理推進事業

[0 千円]

「大阪府 PCB 廃棄物処理計画」（2004 年 3 月策定）に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。

また、中小企業による PCB 廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が（独）環境再生保全機構に拠出したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担する PCB 処理費用を軽減しました。



PCB（コンデンサ）保管状況の立ち入り検査

### <2011 年度の実績>

大阪府域における PCB 廃棄物（現在、JESCO 大阪事業所の処理対象である高圧機器等に限る。）の処理進捗率

2010 年 12 月末：約 58%

2011 年 12 月末：約 63%

【環境管理室 06-6210-9583】

## ■産業廃棄物の不適正処理の根絶

[16,716 千円]

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。また、警察との連携等により廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図りました。



不適正処理の現場

### <2011 年度の実績>

不適正処理の未然防止、迅速な解決

産業廃棄物の適正処理の着実な推進

不適正処理件数 2010 年度：408 件 → 2011 年度：316 件

（うち 2011 年度新規事案については当該年度中に 75% 解決）

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

[ ]内の数字は 2011 年度の決算（見込み）額

## II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

### 《目標：2020年度》

生物多様性の府民認知度を70%以上にする。

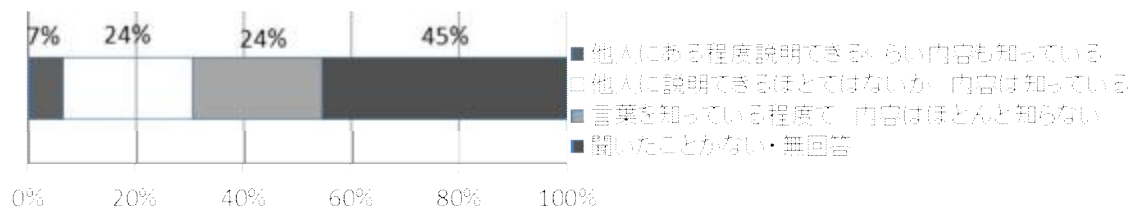
生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を30%増加する。(2009年 約7万人)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha 拡大する。

### 《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約31%です。

（2011年度大阪府民アンケート結果）



- 生物多様性の損失を止める活動に参加した府民は約12万5千人(2011年度)です。

おおさか山の日(山に親しむ推進月間)イベントの参加者 約75,000人

共生の森づくり、自然環境・里山保全活動の参加者 約6,500人

アドプトリバー、河川清掃活動の参加者 約18,000人 など

- 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定は83,305ha(2011年3月末)です。

生物多様性の保全に資する地域指定状況

| 名称       | 指定面積(ha) | 名称         | 指定面積(ha) |
|----------|----------|------------|----------|
| 保安林      | 16,776   | 自然環境保全地域   | 38       |
| 鳥獣保護区    | 12,801   | 緑地環境保全地域   | 32       |
| 府立自然公園   | 3,541    | 特別緑地保全地区   | 2        |
| 国定公園     | 16,498   | 自然海浜保全地区   | 22       |
| 近郊緑地保全区域 | 33,580   | 国・府指定天然記念物 | 15       |
|          |          | 合計         | 83,305   |

### ●施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

#### ○府民の理解促進

##### ■世界の生物多様性保全に貢献

・大消費地として生物多様性配慮行動を促進

##### □府域の生物多様性を向上

- ・府域の現状評価
- ・地域指定の拡大
- ・保全活動の拡大
- ・水とみどりのつながりの拡大

生物多様性の保全

## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■天然記念物イタセンバラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業

[4,078 千円]

天然記念物の淡水魚のイタセンバラの自然での生息環境を改善するため、その繁殖に必要な二枚貝の生息状況調査、生息に脅威を与えている外来生物の繁殖抑制や駆除に関する調査研究を行いました。また、研究所内のピオトープ池にイタセンバラを放流し、親子等府民を対象とした観察会等の開催、小中学校へのイタセンバラの出張展示や出前授業を実施し、自然保護や生物多様性の重要性について普及啓発を行いました。



イタセンバラ

#### <2011 年度の実績>

- ・外来魚駆除の調査研究を行った水域では、魚類全体に占める外来魚の割合が 90.1%から 19.5%に大幅に減少。
- ・イタセンバラの観察会では 100 名、小中学校の出前授業では 186 名、出張展示では約 1000 名に生物多様性の重要性を啓発。
- ・イタセンバラ野生復帰を支援する市民ネットワーク（19 の連携団体）を設立。

【みどり・都市環境室 06-6210-9557、  
06-6210-9549】

【水産課 06-6210-9612】

（実施：環境農林水産総合研究所）

### ■共生の森づくり活動推進事業

[6,298 千円]

自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺などに森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第 7-3 区産業廃棄物処分場の一部「共生の森（約 100ha）」において、自然の力を活かしながら府民、NPO、企業など多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然環境のモニタリング調査、自然とのふれあい体験や自然観察といった自然環境学習等を実施しました。



共生の森での植樹の様子

#### <2011 年度の実績>

共生の森づくり活動への参加促進（参加人数 1,472 人）  
多様な自然環境の創出（約 1.4ha）

【みどり・都市環境室 06-6210-9557】

### ■大阪府立阪南・岬自然公園の指定

[45,000 千円]

泉南西部の海から山まで繋がる優れた景観・自然環境の保護・保全、秩序ある適正かつ安全な利用を推進するため、府立自然公園の指定を行いました。併せて、大阪府立阪南・岬自然公園区域を含む近畿自然歩道の未整備区間の整備を実施しました。



銀の峰第 1 パノラマからの風景

#### <2011 年度の実績>

7 月 7 日に、新たに自然公園区域を 947ha 指定したことで、泉南市で途切れていた自然公園区域が府最南端まで延伸。

【みどり・都市環境室 06-6210-9555】



## ■森林資源モニタリング事業

[1,042 千円]

カシノナガキクイムシ（カシナガ）によるナラ枯れ被害は、府内では 2009～2010 年度に北摂で確認されました。そこで、ナラ枯れの発生した高槻市と交野市で、対策後の被害の拡大・収束について、モニタリング調査を行いました。また、羽曳野市と岸和田市の放置竹林における竹林対策の効果のモニタリング調査を行いました。

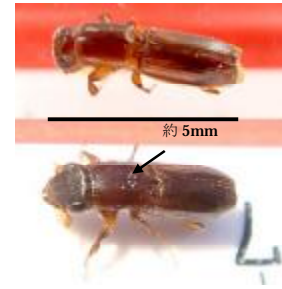


図 カシナガのオス(上)とメス(下)

### <2011 年度の実績>

- ・2010 年度に被害が見られた 2 市 3 箇所 で被害状況及び経過調査を実施。
- ・カシノナガキクイムシの羽化時期を特定。
- ・2 市で竹林を皆伐後、再生量の変化の調査を実施。

【みどり・都市環境室 06-6210-9559】

(実施：環境農林水産総合研究所)

## ■農空間保全地域制度の推進

[78,631 千円]

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農空間の公益的機能を発揮させるため、農空間保全地域において、水路整備などの耕作条件等の改善対策等の事業や遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取り組みを進めました。

### <2011 年度の実績>

遊休農地の解消 47.7ha



遊休農地を活用した学習農園

【農政室 06-6210-9601】

[ ]内の数字は 2011 年度の決算（見込み）額

## Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（１） ～良好な大気環境を確保するために～

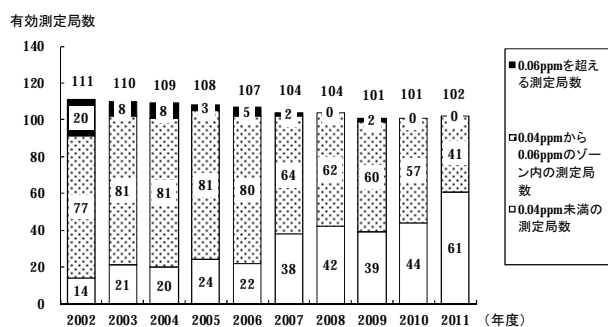
《目標：２０２０年度》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未満を目指す。

《目標に対する現状》

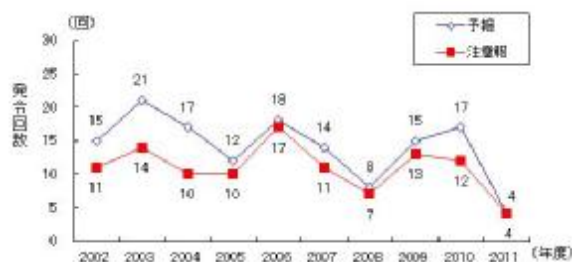
- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（１時間値の１日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppm を概ね下回るレベルに達し、約 4 割の地域が 0.04～0.06ppm のゾーン内となっています。



二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM<sub>2.5</sub> は、2009 年 9 月に環境基準が「1 年平均値 15 μg/m<sup>3</sup> 以下、かつ、1 日平均値が 35 μg/m<sup>3</sup> 以下」に定められました。2011 年度に自動測定機を順次整備し、常時監視を開始しました。2011 年度は、7 局で測定を行い、1 局で環境保全目標を達成しました。

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM<sub>2.5</sub> とは

大気中に漂う浮遊粒子状物質（粒径 10 μm 以下）のうち粒径 2.5 μm 以下の小さなものをいいます。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、健康への影響が懸念されています。大気中で窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）等が反応して生成する割合が大きいことが分かっていますが、発生機構は未解明です。

### ● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM<sub>2.5</sub> の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■自動車排出ガス総量削減計画の推進

[6,539 千円]

大阪府自動車 NO<sub>x</sub>・PM 総量削減計画（2003 年 7 月策定）に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関と連携して総合的に推進するとともに、目標年度である 2010 年度における達成状況の評価を行いました。あわせて、次期総量削減計画の策定に必要な各種対策の効果評価に係る調査を実施しました。

#### <2011 年度の実績>

- ・計画における削減目標量の評価（目標を達成）
- ・大気汚染常時監視測定局における NO<sub>2</sub>・SPM の環境基準  
全局達成（目標年度：2010 年度）

【環境管理室 06-6210-9586】

### ■流入車対策推進事業

[30,246 千円]

二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る環境基準の確実な達成を図るため、生活環境の保全等に関する条例に基づき、府内 37 市町の対策地域を発着地として運行を行う者は、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法で定める排ガス基準を満たすトラック、バス等の車種規制適合車等を使用しなければならないとする「流入車規制」を実施しました。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。



流入車規制検査

#### <2011 年度の実績>

ステッカー交付枚数：約 4.9 万枚（累計約 98.2 万枚）  
立入検査：48 回、約 4,500 台を検査（累計 193 回、約 17,000 台）  
他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少（条例制定前の 2007 年度：17%→2011 年度：2% ※普通貨物自動車における割合）

【環境管理室 06-6210-9587】

### ■微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の測定【新規】

[86,626 千円]

新たに環境基準が定められた、環境大気中の微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）について、自動測定機による連続測定を行うとともに、季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により府域における実態を把握しました。また、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めました。



自動測定機

#### <2011 年度の実績>

- ・環境濃度の把握に向けた測定体制の整備  
（一般局：10 局、自排局 4 局）
- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握（成分分析）

【環境管理室 06-6972-7632】

（実施：環境農林水産総合研究所）



## ■微小粒子状物質等の汚染特性及び広域移流に関する研究

[3,823千円]

微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントの汚染特性や汚染実態の解明を、国立環境研究所や他の自治体や大学と共同で行いました。微小粒子状物質（PM2.5）については、各種の解析手法を用いた発生源寄与評価の検討を進めました。

また、東アジア規模の広域移流を観測するため、ライダーを用いたモニタリングを行い、さらに、人工衛星観測データの活用について、国立環境研究所等と共同で取り組みました。

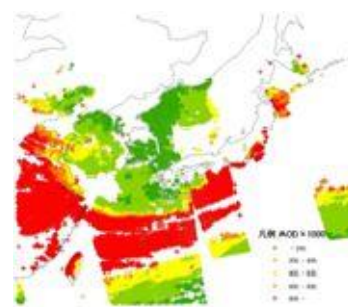


図 人工衛星 Aqua による黄砂飛来状況  
(2010年3月21日)

### <2011年度の実績>

微小粒子状物質の発生源寄与の評価  
東アジア規模の広域移流の実態把握

【環境管理室 06-6210-9577】

(実施：環境農林水産総合研究所)

## ■光化学オキシダント・VOC 対策の推進

[647千円]

PM2.5 や光化学スモッグの原因の一つである VOC の排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組などを促進することにより削減しました。また、光化学スモッグ発令時における府民への周知、緊急時対象工場への NOx や VOC の削減要請を行いました。

### 2011年度 測定結果

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| 光化学オキシダント最高濃度                         | 0.145ppm |
| オキシダント高濃度日数<br>(日最高濃度が 0.12ppm 以上の日数) | 4日       |

### <2011年度の実績>

VOC 排出量削減のための法・条例による規制・指導  
(参考) 届出排出量

13.3t/年(2008年度)

11.6t/年(2009年度)

10.7t/年(2010年度)

【環境管理室 06-6210-9577】

## ■府有施設吹付アスベスト対策事業

[218,195千円]

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しました。

### <2011年度の実績>

空気環境測定 12施設

アスベスト対策工事 6施設



アスベスト除去工事(イメージ)

【公共建築室 06-6210-9788】

## ■アスベスト対策の推進

[1,332千円]

大気汚染防止法・府生活環境保全等に関する条例に基づく建築物解体作業届出の審査、立入検査によるアスベストの飛散防止規制指導、作業実施中における敷地境界濃度測定等を実施し、アスベストの飛散防止に努めました。



アスベスト解体現場パトロール

### <2011年度の実績>

届出の審査や現場への立入指導を実施(203件)し、アスベストの飛散防止を図ったことで、敷地境界基準を超過した事例はなかった。

【環境管理室 06-6210-9581】

[ ]内の数字は2011年度の決算(見込み)額

## II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

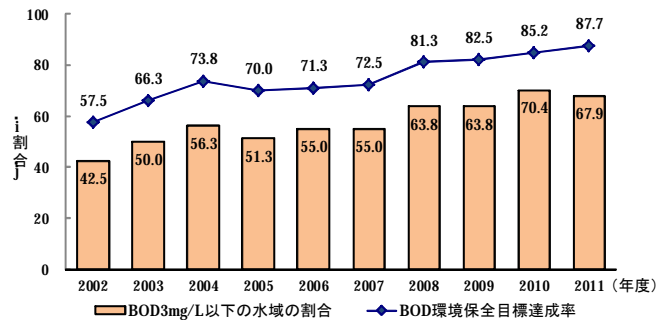
### ～良好な水環境を確保するために～

《目標：2020年度》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
  - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
  - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は 3mg/L 以上）を達成する。
  - ・ 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備などによって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L を約 6 割の水域で達成）。

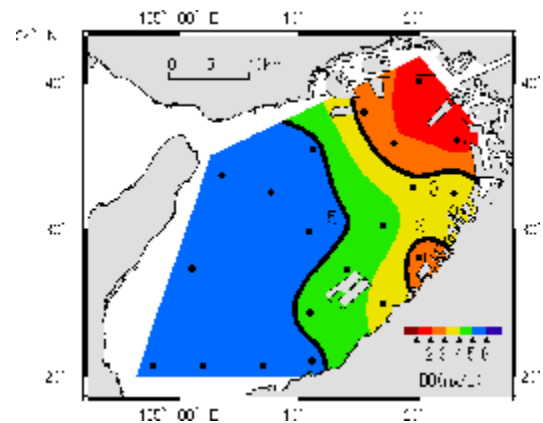


府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD3mg/L 以下の水域の割合の推移

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備などにより自然海岸が全体の 1% しかなく、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場、干潟及び海底の砂地が大きく減少しており、自然の浄化機能や、府民が海とふれあう機会が低下しています。

|           | 1978 年度 | 1989 年度 | 2011 年度 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 藻場面積 (ha) | 451     | 287     | 360     |

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取などで生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏基地層 DO の分布図  
(2009～2011 年度平均)

**貧酸素水塊とは**  
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

#### ● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100% 適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■総量削減計画の策定及び推進

[1,937 千円]

閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図るため、第7次総量削減計画を策定するとともに、化学的酸素要求量（COD）、窒素(T-N)及びりん(T-P)の府域での発生量の削減を推進しました。

発生負荷量と計画目標値

|     | 2010 年度 | 2014 年度<br>目標値 |
|-----|---------|----------------|
| COD | 67 t/日  | 65 t/日         |
| T-N | 63 t/日  | 61 t/日         |
| T-P | 4.1 t/日 | 3.6 t/日        |

<2011 年度の実績>

第7次総量削減計画の策定  
発生負荷量削減の進捗管理

【環境管理室 06-6210-9577】

### ■水質汚濁負荷量の削減 ～生活排水対策の促進～

[ - 千円]

大阪府生活排水対策推進会議等を通じて、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の効率的・効果的な整備を促進するため、「大阪府生活排水処理計画整備指針」の策定等を行いました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」（2月）を中心に、家庭における生活排水対策の浸透を図りました。

<2011 年度の実績>

生活排水適正処理率が2010年度末で93.3%と前年度より0.6ポイント上昇。



生活排水キャラクター  
かっぱ忍者 せせらぎ

【環境管理室 06-6210-9585】

### ■流域下水道事業の推進

[26,548,588 千円]

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、今池水みらいセンター水処理施設（34,000m<sup>3</sup>/日）を増設するなど、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター（下水処理場）の整備を推進しています。また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設を整備し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を進め、小阪ポンプ場合流式下水道改善施設の運転を開始しました。

<2011 年度の実績>

今池水みらいセンター水処理施設（34,000m<sup>3</sup>/日）運転開始。  
小阪ポンプ場合流式下水道改善施設運転開始。



水みらいセンター

【下水道室 06-6944-6794】

### ■浄化槽整備事業の推進

[18,231 千円]

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び、市町村が各戸に浄化槽を設置整備し住民から使用料を徴収して、管理・運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対し、府費補助金を交付するなど一層の浄化槽整備を図りました。

<2011 年度の実績>

個人設置型浄化槽 125 基、市町村設置型浄化槽 16 基を設置。

【環境衛生課 06-6944-9181】



大阪府浄化槽マスコット  
キャラクター ジョワ

## ■大阪湾再生

[1,480 千円]

大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）において策定された「大阪湾再生行動計画」により、関係機関が大阪湾再生のための施策を実施しました。また、「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。

[大阪湾再生行動計画の主な施策]

- 陸域負荷削減（総量規制、生活排水対策）
- 海域環境改善（藻場造成、くぼ地修復）
- モニタリング（水質常時監視、大阪湾水質一斉調査）



<2011 年度の実績>

常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施（常時監視 15 地点、一斉調査 55 地点）

【環境管理室 06-6210-9577】

## ■沿岸漁業整備開発事業

[37,100 千円]

漁獲量の増大を図るため、魚介類の産卵場、稚仔魚の育成場である増殖場（藻場）を造成した。



餌場集まる魚類



藻場

<2011 年度の実績>

餌料培養礁 63 基設置  
モニタリング調査（四季）の実施

【水産課 06-6210-9612】

## ■海底耕耘事業

[0 千円]

海底の堆積物を攪拌し、酸化的な分解を促進することにより、底質を改善させました。



底びき漁船による海底耕耘風景



海底耕耘機

<2011 年度の実績>

春と秋に 2 回実施

【水産課 06-6210-9612】

[ ]内の数字は 2011 年度の決算（見込み）額

## II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（3）

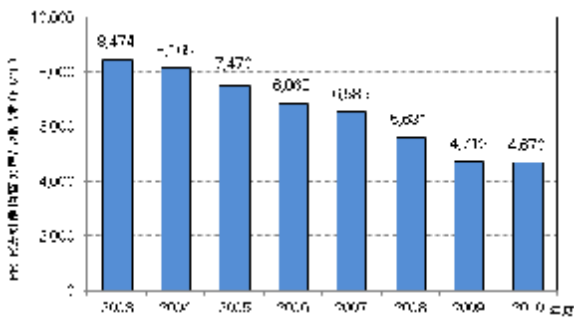
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

《目標：2020年度》

環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。

《目標に対する現状》

■ 府域におけるPRTR法対象物質の届出排出量は、着実に減少しています。



府域におけるPRTR法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

■ 府内におけるPRTR法対象物質の排出量は、全国第8位と大きな割合を占めています。（可住地面積当たり排出量では全国第2位）

| 都道府県   | 届出排出量   | 届出外排出量  |        |        | 排出量合計   |
|--------|---------|---------|--------|--------|---------|
|        |         | 事業者     | 家庭     | 移動体    |         |
| 1 愛知県  | 12,828  | 7,568   | 3,704  | 3,460  | 27,560  |
| 2 東京都  | 2,248   | 12,735  | 2,303  | 3,752  | 21,038  |
| 3 埼玉県  | 9,114   | 4,738   | 2,886  | 3,138  | 19,876  |
| 4 神奈川県 | 7,786   | 5,993   | 2,013  | 3,117  | 18,910  |
| 5 静岡県  | 10,394  | 3,664   | 2,410  | 2,405  | 18,873  |
| 6 千葉県  | 7,228   | 5,476   | 2,937  | 3,039  | 18,681  |
| 7 茨城県  | 8,235   | 4,888   | 1,853  | 2,324  | 17,300  |
| 8 大阪府  | 4,670   | 7,250   | 2,448  | 2,830  | 17,198  |
| 9 広島県  | 10,625  | 2,936   | 1,533  | 1,863  | 16,957  |
| 10 兵庫県 | 8,619   | 4,004   | 1,685  | 2,523  | 16,832  |
| その他    | 100,985 | 77,148  | 35,055 | 45,539 | 258,727 |
| 合計     | 182,732 | 136,401 | 58,827 | 75,041 | 453,000 |

都道府県別のPRTR法対象物質の排出量 (2010年度)

### PRTR法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量などを把握、集計、公表する仕組み。現在462物質がこの法律の届出対象として指定されています。

### ● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組を推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

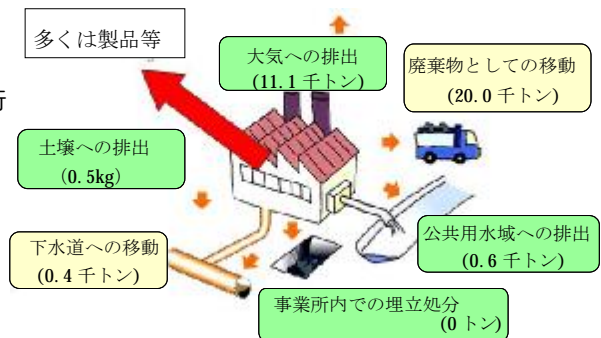


## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■化学物質対策推進事業

[6,308千円]

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行いました。また、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めました。



2010年度の府域における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量

#### <2011年度の実績>

- ・排出量等の届出件数 法：1703件、条例 1285件
- ・化学物質対策セミナー1回開催

【環境管理室 06-6210-9578】

### ■土壌・地下水汚染対策の推進

[754千円]

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、土壌・地下水汚染の発生を未然に防止するため、有害物質を使用している事業場に対して、漏洩防止等の措置について指導しました。



土壌汚染の除去措置の実施状況

#### <2011年度の実績>

- ・形質変更届出件数：77件
- ・特定施設廃止件数（調査義務指導）：27件
- ・調査結果報告件数（法、条例、自主）：22件
- ・対象事業場への周知資料発送：209件

【環境管理室 06-6210-9579】

### ■大阪エコ農産物認証制度の推進

[12,564千円]

近年、農業による環境負荷への軽減が課題となっており、特に、減農薬、減化学肥料栽培に取り組む生産者の支援のため、府では農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。



大阪エコ農産物認証マーク

#### <2011年度の実績>

大阪エコ農産物認証面積：495ha

【農政室 072-957-0520】

## ■害虫の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発

[3,000千円]

府内ではナスやキュウリにおいてミナミキイロアザミウマが発生して問題になっています。そこで、紫外光または可視光の照射がミナミキイロアザミウマの行動に及ぼす影響を調べ、青色の可視光に誘引されやすいことを明らかにしました。また、この特性を利用して、青色粘着板に青色LEDを照射した「反射型誘殺トラップ」を考案し、人工光源を用いてこの害虫を誘引・殺虫する器具の研究を進めました。



反射型誘殺トラップ

### <2011年度の実績>

問題害虫が青色光に誘引されやすいことが判明。  
これを利用して「反射型誘殺トラップ」を考案

【農政室 06-6210-9590】

(実施：環境農林水産総合研究所)

[ ]内の数字は2011年度の決算（見込み）額



### Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動などの都市部特有の問題、「みどりが少ない」、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていく必要があります。

#### ～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～

##### 緑と水辺の保全と創造

###### ■みどり※の風を感じる大阪

※みどり：周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど



資料：みどりの大阪推進計画

##### 魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

###### ■魅力ある景観の形成

###### ■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

##### 快適で安らぎのある都市環境の形成

###### ■騒音・振動の防止

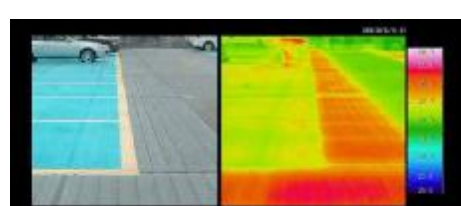
###### ■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



駐車場の芝生化



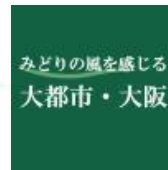
太陽熱の高反射舗装

## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■「みどりの風促進区域」における緑化の推進【新規】

[343,000 千円]

海と山を繋ぐみどりの太い軸の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となった緑化の取組みを促進するため、「みどりの風促進区域」を制度化します。区域内では、①公共事業の重点化、②民有地の都市計画手法（容積率、建ぺい率の緩和等）による緑化誘導、③樹木の提供など企業とのタイアップによる沿線民有地の緑化促進を取組みの3本柱として、区域内の緑化推進を図ります。



<2011 年度の実績>

みどりの風促進区域内での緑化推進  
（平成 23 年度末植栽目標 約 3400 本）

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【公園課 06-6944-7594】

### ■対策効果シミュレーション事業【新規】

[5,380 千円]

建築物・街区の熱負荷を算出し、ヒートアイランド対策を行った場合の熱負荷削減効果を簡易にシミュレーション出来るシステムを開発し、事業者や建物所有者等も利用出来るようにすることで、今後の建築・開発の際、ヒートアイランド対策導入の検討に活用出来るものとしします。



（対策前）



（対策後）

ヒートアイランド対策イメージ

<2011 年度の実績>

建築物・街区の熱負荷とヒート対策効果の算出できるシステムの構築

【みどり・都市環境室 06-6210-9553】

### ■道路交通騒音対策の推進

[2,608 千円]

幹線道路沿道における騒音に係る環境保全目標の達成状況を把握し、関係機関との連携を図り道路交通騒音対策を推進しました。

<2011 年度の実績>

道路沿道における環境保全目標の達成率

2010 年度 91.8%



〔通常舗装〕

タイヤ溝と舗装面の間に挟まれた空気の逃げ道がなく、空気圧縮音、膨張音が発生する。



〔低騒音舗装〕

舗装に設けられた空隙に空気が逃げ、音が生じにくい。

【環境管理室 06-6210-9588】

## ■生駒山系花屏風構想の推進

[1,638 千円]

生駒山系を屏風に見立て、植栽や植栽樹木の管理に、企業やNPO等との府民協働で取り組み、景観をはじめ、CO<sub>2</sub>吸収、土砂災害防止等の森林の有する様々な公益的機能についての府民の理解を深め、府民から愛される自然環境資源として次世代に引き継ぎます。



生駒山系花屏風

### <2011 年度の実績>

森林所有者等の協力により、H23年度において788本の植栽を実施し（ヤマザクラ、ソメイヨシノ、ミツバツツジ、カワツザクラ等）、生駒山の景観形成に努めることができました。

【みどり・都市環境室 06-6210-9555】

## ■公立小学校の芝生化推進事業

[275,792 千円]

地域と学校が一体となって行う公立小学校の運動場の芝生化を推進するため、芝生づくりにかかる経費の一部を補助し（47校）、庁内関係部局により設置している「芝生サポート隊」（7）が、技術サポートや出前講座を行いました。



芝生の活用事例（芝生を舞台にキッズダンス）

### <2011 年度の実績>

地域コミュニティの活性化  
都市部における緑化空間の確保  
子どもたちの教育環境の向上  
（参考）

- ・参画した地域団体数 235 団体
- ・芝生整備面積 5.2ha

【みどり・都市環境室 06-6210-9558】

## ■オアシス整備事業

[215,432 千円]

オアシス構想の新たな取組方向の将来像である「大阪の農業・農空間を守り、育てるオアシス」をめざすため、府民とともに、ため池・水路をはじめとする農空間を保全・活用する地域づくりとして、府内6地区でいきいき水路整備事業を実施し、1地区の整備を完了しました。（ため池オアシス整備事業は、平成3年度から府内36地区の整備を完了。いきいき水路整備事業は、平成8年度から府内9地区の整備を完了。）



小学生による長瀬川の植栽活動

### <2011 年度の実績>

府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上

【農政室 06-6210-9598】

## ■水都大阪（ライトアップと水辺のにぎわい創出）

[854,022 千円]

「水の都大阪再生構想」に基づき、親水護岸や遊歩道整備、船着場など、背後地のまちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の整備を行いました。

また、大阪が世界に誇りうる都心部の「水の回廊」など、既存資産の魅力を光で際立たせ、水都大阪の魅力を世界に発信するため、ライトアップでの効果的な光の演出を行っており、平成 23 年度には中之島の東西拠点における光景観が概成しました。



天満橋のライトアップ

### <2011 年度の実績>

- ・橋梁ライトアップ（堂島大橋、天満橋）の完成
- ・船着場（5 か所）ライトアップの完成
- ・堂島川ライトアップ（中之島バンクス対岸、玉江橋上流左岸、大江橋下流左岸）の完成

【河川室 06-6944-9306】

## ■アドプト・リバー・プログラム

[1,474 千円]

河川の一定区間を、地域の団体と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化などの活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止を目指して活動を行い、平成 23 年度は府内各地で 4 万人を超える方にご参加頂きました。



清掃活動風景

### <2011 年度の実績>

地域活動による河川環境の美化、不法投棄の防止等

【河川室 06-6944-9304】

[ ]内の数字は 2011 年度の決算（見込み）額

## IV 施策推進に当たっての視点

良好な環境を保全・創造し、将来にわたって維持していくためには、人間の活動を支える社会経済システムを持続可能なものに転換していかなければなりません。

環境の改善を図りながら、都市の活力を維持していくためには、私達の活動を支えるあらゆる分野に環境の視点を組み込んでいき、経済活動の面でも産業を環境に配慮したものに転換していくグリーン化を進めることや、環境関連産業の成長を促すことが必要です。

### ～環境と成長の両立に向けて～

#### 良好な環境を支える都市構造への転換

##### ■集約・連携型都市構造の強化

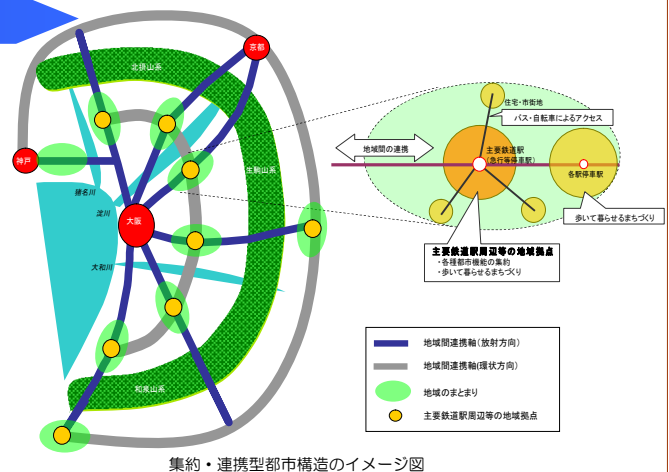
#### 産業のグリーン化

##### ■環境技術の振興

##### ■環境関連産業の成長促進

#### 環境関連産業の成長促進

##### ■ビジネスチャンスの創出



集約・連携型都市構造のイメージ図

資料：第4次大阪府国土利用計画

### ～地域主権の確立・広域連携の推進～

#### 地域主権の確立・広域連携の推進

##### ■市町村への権限移譲と広域連携の推進

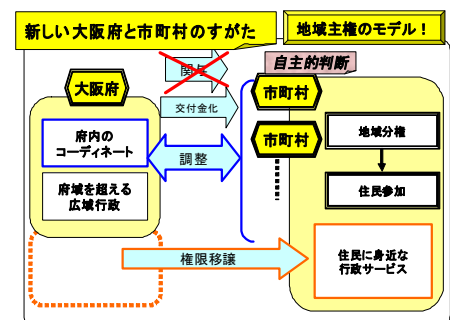
#### 環境分野における取り組み

##### ■広域連携の推進

##### ■関西広域連合での取組

##### ■市町村への権限移譲

##### ■地域における情報の共有の推進



大阪発“地方分権改革”ビジョン H21.3



フェニックス計画 大阪沖埋立処分場



大和川（石川合流地点）



カワウ



## 2011 年度に講じた主な施策・事業と得られた成果

### ■環境技術コーディネート事業

[1,619 千円]

環境保全の推進や環境関連産業の振興のため、府が抱える環境問題に役立つ環境技術を中心に、技術相談、特許情報や技術情報の提供、中小企業が開発した環境技術の評価及び普及支援等を行った。



#### <2011 年度の実績>

環境保全の推進及び環境関連産業の振興

- ・環境技術 5 件を評価し、うち 3 件を「ゴールド・エコテック」に選定
- ・環境省の事業を活用し、有機性排水処理技術の実証を実施

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

(実施：環境農林水産総合研究所)

### ■大阪 EV（電気自動車）アクションプログラム推進事業

[10,377 千円]

EV ビジネス用急速充電設備や通信機能付き 200V 充電設備の設置に補助するとともに、国のプロジェクトを活用し、EV タクシー運行最適化システムや EV のワンウェイトリップ方式カーシェアリングのシステムを開発した。また、企業等と連携し、JR 大阪駅などへの EV タクシー専用乗場の設置を実現した。さらに、EV・EV 関連部品を開発するものづくり中小企業等に対して補助を実施した。

#### <2011 年度の実績>

- ・急速充電設備 10 基、200V 充電設備 2 基に対して補助
- ・JR 大阪駅・なんばマルイ前に EV タクシー専用乗場を設置
- ・平成 24 年 2 月に大阪 EV アクション協議会を開催
- ・EV・EV 関連部品の技術開発 9 件に対して補助



JR 大阪駅 EV/HV タクシー乗場

【新エネルギー産業課 06-6210-9484】

### ■市町村への権限移譲

[0 千円]

大阪府の地方分権改革ビジョンに基づき、市町村へ公害規制の権限を移譲していきます。

また、市町村が移譲事務を適切に管理・執行できるよう、ガイダンスの実施、研究生の受け入れ、サポートチームによる人的支援などを行っていきます。

#### <2011 年度の実績>

大気汚染防止法 14、水質汚濁防止法 13、PRTR 法 15 などを市町村へ権限移譲しました。

【環境管理室 06-6210-9583】



■ 関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進（広域環境保全）  
及び中長期的なエネルギー政策の検討

[10,046千円]

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組や府県を越えた鳥獣保護管理の取組といった広域的な環境保全対策を推進しました。また、2012年中を目途に取りまとめることとしている「関西における中長期的なエネルギー政策のあり方」の検討にあたっての基本的な考え方について、2011年12月に取りまとめました。

<2011年度の実績>

広域環境保全計画を策定するとともに、下記分野について取組が進められました。

（温室効果ガス削減）

- ・ 関西夏のエコスタイル 5月16日～10月31日の間「関西夏のエコスタイルの取組を実施しました。
- ・ 大阪府内のエコオフィス宣言登録事業所は 273 事業所（2012年3月末現在）となりました。
- ・ 関西スタイルのエコポイント事業は、7月から12月に試行事業を実施しました。
- ・ 電気自動車充電マップの作成、広域観光モデルルートの提案および観光統一キャンペーンの実施や共通化した充電インフラの導入努力や事業者等への推奨など具体策を取り決めた。
- ・ クレジットの広域活用に関する施策方針を決定しました。

（カワウ対策）

関西圏におけるカワウの生息・繁殖状況が明らかとなり広域保護管理計画の基礎データ及び課題が整理されました。

（エネルギー）

「関西における中長期的なエネルギーのあり方検討にあたっての基本的考え方」を2011年12月に取りまとめました。

【環境農林水産総務課 06-6210-9542】

【エネルギー政策課 06-6210-9288】

（2011年度は環境農林水産総務課）

【みどり・都市環境室 06-6210-9549】

【環境管理室 06-6210-9586】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

【新エネルギー産業課 06-6210-9484】

【地域主権課 06-6941-1705】

[ ]内の数字は2011年度の決算（見込み）額



(参考)新環境総合計画の中期的目標と進捗状況

| 分野                       | 環境総合計画に掲げた目標                                  | 目標値(2020年)             | 計画策定時の状況      |          | 最新の状況           |                | 目標達成状況※1 | 目標達成に向けての進捗状況※2  | 目標達成に向けた方策等  |  |
|--------------------------|---|------------------------|---------------|----------|-----------------|----------------|----------|--|--|--|
|                          |   |                        | 数値            | 年度       | 数値              | 年度             |          |  |  |  |
| 低炭素                      | ■1990年比で25%の温室効果ガス排出量を削減する。                   | 4,337万t                | 5,299万t       | 2008     | 5,004万t         | 2009           | -        | 30.7%  | 温室効果ガス1990年度比2014年度までに15%削減に向けた具体的な対策の実施(2012年3月に地球温暖化対策実行計画を策定)                     |  |
|                          | 太陽光発電の導入によるCO <sub>2</sub> 削減量を2009年比30倍に増やす。 | 102万t                  | 3.4万トン        | 2009     | 5.4万t           | 2011           | 5.3%     | 5.3%   | 太陽光発電普及に向けた融資制度の実施   |  |
|                          | 府内で保有されるエコカーの割合を50%に増やす。                      | 50%                    | 1.8%(66,700台) | 2008     | 10.3%(354,000台) | 2011年9月時点(速報値) | 10.3%    | 16.6%  | ・普通充電器設置補助等のエコカーのインフラ整備<br>・エコカー展示会・試乗会等の啓発活動  |  |
| 循環                       | ■資源の循環をさらに促進する。                               |                        |               |          |                 |                |          |  |  |  |
|                          | 一般廃棄物のリサイクル率を倍増する。                            | 倍増(2008年度比)            | 11.5%         | 2008     | 12.2%           | 2010           | 53.0%    | 6.0%   | 「大阪府循環型社会推進計画」(2011年度策定)に基づき、資源の循環的利用などのほか、廃棄物の排出・処分量の抑制、適正処理を推進し、「循環型社会」の構築に取り組みます。 |  |
|                          | 産業廃棄物の最終処分量をさらに削減する。                          | 2010実績を踏まえて設定          | 67万t          | 2005     | 47万t            | 2010           |          |  | ・排出事業者に対する指導を徹底<br>・健全な産業廃棄物処理業者の育成  |  |
|                          | ■リサイクル社会を実現する府民行動の拡大する。                       |                        |               |          |                 |                |          |  |  |  |
|                          | リサイクル製品を購入する府民を倍増する。                          | 倍増                     | 34.3%         | 2009     | 58.5%           | 2011           | 85.0%    | 71.0%  | 「大阪府循環型社会推進計画」(2011年度策定)に基づき、資源の循環的利用などのほか、廃棄物の排出・処分量の抑制、適正処理を推進し、「循環型社会」の構築に取り組みます。 |  |
| 資源ゴミを分別する府民を概ね100%にする。   | 100%  | 89.4%                  | 2009          | 95.7%    | 2011            | 96.0%          | 59.0%    | 「大阪府循環型社会推進計画」(2011年度策定)に基づき、資源の循環的利用などのほか、廃棄物の排出・処分量の抑制、適正処理を推進し、「循環型社会」の構築に取り組みます。 |  |  |
| 生物多様性                    | ■生物多様性の損失を止める行動を拡大する。                         |                        |               |          |                 |                |          |  |  |  |
|                          | 活動する府民を30%増加する。                               | 1.3倍                   | 73,300人       | 2009     | 124,546人        | 2011           | 131%     | 233%   |  |  |
|                          | 地域指定を新たに2000ha拡大する。                           | 2,000ha増<br>(32,683ha) | 鳥獣保護区         | 11,701ha | 2009            | 12,801ha       | 2011     | 101%   | 122%   | 鳥獣保護区については、「第10次大阪府鳥獣保護事業計画」(2007年度策定)に基づき、計画どおりを指定・更新することができました。森林に対する国民の要請の多様化・高度化、地球温暖化防止推進等の観点から、公益的機能発揮のために特に重要な森林については、適正な管理・保全をより一層推進する必要があります。新たな地域指定の拡大については、森林所有者や地元市町村等の理解を得ながら取り組みを進めます。 |
|                          |   |                        | 保安林           | 16,388ha | 2009            | 16,776ha       | 2011     |  |  |  |
|                          |   |                        | 府立自然公園        | 2,594ha  | 2009            | 3,541ha        | 2011     |  |  |  |
|                          |   |                        | 国定公園          | 16,498ha | 2009            | 16,498ha       | 2011     |  |  |  |
|                          |   |                        | 近郊緑地保全区域      | 33,580ha | 2009            | 33,580ha       | 2011     |  |  |  |
|                          |   |                        | 自然環境保全地域      | 38ha     | 2009            | 38ha           | 2011     |  |  |  |
|                          |   |                        | 緑地環境保全地域      | 32ha     | 2009            | 32ha           | 2011     |  |  |  |
|                          |   |                        | 特別緑地保全地区      | 2ha      | 2009            | 2ha            | 2011     |  |  |  |
| 自然海浜保全地区                 |   |                        | 22ha          | 2009     | 22ha            | 2011           |          |  |  |  |
| 国・府指定天然記念物               | 15ha  | 2009                   | 15ha          | 2011     |                 |                |          |  |  |  |
| ■生物多様性の府民認知度を70%以上に向上する。 | 70%   | 16.9%                  | 2008          | 30.5%    | 2011            | 43.6%          | 25.6%    |  |  |  |

|                                |  |                    |       |        |       |       |       |       |   |
|--------------------------------|--|--------------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|---|
| 健康                             | ■大気環境をさらに改善する。                         |                    |       |        |       |       |       |       |   |
|                                | NO2の日平均0.06ppm以下の確実な達成と0.04ppm以上の地域の改善 | 0.06ppm未満<br>100%  | 98%   | 2009   | 100%  | 2011  | 100%  | 100%  | 引き続き、0.04ppm以上の地域の改善に向けて、法・条例に基づく排出抑制対策を進める。                    |
|                                | PM2.5の環境保全目標達成                         | 達成率100%            | 数値なし  |        | 14%   | 2011  | 14.3% | -     | 今後、環境濃度等の把握に努め、効果的な施策のあり方を検討する。                                 |
|                                | 光化学オキシダント濃度0.12ppm未満                   | 0.12ppm以上の日数<br>0日 | 17日   | 2009   | 4日    | 2011  | -     | 76.5% | 引き続き、法・条例に基づく排出抑制対策、事業者による自主的取組みの推進を図る。                         |
|                                | ■水遊びができ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境を改善する。      |                    |       |        |       |       |       |       | 引き続き、生活排水対策、産業排水対策等の汚濁負荷量削減対策の推進、健全な水環境の保全・再生、大阪湾の環境改善対策の推進を図る。 |
|                                | B類型のBOD基準3mg/lを満たす河川の割合を8割にする。         | 80%                | 63.8% | 2009   | 67.9% | 2011  | 84.9% | 25.3% |   |
|                                | ■大阪湾を多種多様な生物が継続的に生息出来るようにする。           |                    |       |        |       |       |       |       | あわせて、増殖場(藻場)の造成及び海藻種苗ロープの設置を行う。                                 |
|                                | DO5mg/l以上(湾奥部は3mg/l以上)の達成              | 100%               | 58.3% | 2009   | 25.0% | 2011  | 25.0% | -     |   |
| 藻場面積400haを目指す。                 | 400ha                                  | 352ha              | 2009  | 361ha  | 2011  | 90.3% | 18.8% |       |   |
| ■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年より削減する。 | 2010年度排出量より削減(4670トン)                  | 5770トン             | 2008  | 4670トン | 2010  | -     | -     |       |   |

※1 目標達成状況は目標値に対する現状の達成率を記載 計算式:達成率(%)=最新の状況/目標値×100

※2 目標達成に向けての進捗状況は、計画策定時の状況を0%、達成を100%としたときの進捗率を記載 計算式:進捗率(%)=(最新の状況-計画策定時の状況)/(目標値-計画策定時の状況)×100

### 第3章 平成23年度に講じた施策事業の点検・評価(単年度サイクル)

※決算額には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。

|                             | 内容  | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組  | 2011年度の実績   | 自己点検・評価  | 部局名  |
|-----------------------------|---|-------------|--|---|--|--|
| <b>I 府民の参加・行動</b>           |   |             |  |   |  |  |
| 環境情報の管理運営                   | 「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を通して、環境の状況や環境の施策等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進しました。  | 50,611      | アクセス数:1,350万件/年  | アクセス数:1,011万件/年   | <想定以下><br>件数は想定を下回ったが、1,000万を超えるアクセスがあり、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進できました。   | 環境農林水産総務課(06-6210-9542)<br><br>(実施:環境農林水産総合研究所)          |
| 環境情報プラザ管理運営事業               | 環境情報プラザにおいて環境関連図書等の環境情報や研修室・実験室等の活動の場を提供し、府域における環境活動の拠点施設として管理運営しました。<br>さらに、webページ「かけはし」においてNPO、自治体、団体等の環境活動情報の交流を図るとともに、交流会やセミナー等を開催しました。 | 1,558       | ・プラザ利用者:15,000人/年<br>・環境NPO等とセミナー開催:2回                                   | ・プラザ利用者:13,787人/年<br>・環境NPO等とセミナー開催:2回                                | <想定どおり><br>プラザ利用者は目標の92%と想定を下回ったが、セミナー開催数は想定どおりであり、環境活動を促進できました。       | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9549)<br><br>(実施:環境農林水産総合研究所) |
| ローカルアジェンダ21推進事業             | 大阪府環境基本条例による体制整備の一環として設置した「豊かな環境づくり大阪府民会議」の運営と、府民会議における議論を踏まえ、大阪府域におけるローカルアジェンダ21である「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定し、「実践活動」「行動の支援と奨励」等に関する事業を実施しました。    | 2,401       | ・府民会議の開催:(企画委員会2回、総会2回)<br>・2011年度版「行動計画」の作成・配布:(300部)<br>・グリーン購入セミナーの開催 | ・府民会議の開催:企画委員会2回、総会2回<br>・2011年度版「行動計画」の作成・配布(300部)<br>・グリーン購入セミナーの開催 | <想定どおり><br>府民会議総会を2回開催し、大阪行動計画の策定、事業実施につなげました。                         | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9549)                         |
| 笑顔OSAKAの推進【新規】              | 笑顔あふれる大阪を実現するため、道路や河川、港湾などのまち美化、リサイクル、花植えなど、府民や企業による地域協働を助け、繋げ、支え、伝えるべく、笑顔と感謝をキーワードに笑顔OSAKAを推進しました。   | 0           | ・アドプト活動:約500団体、約5万人<br>・地域協働交流会の開催等                                      | ・アドプト活動 約500団体、約5万人<br>・地域協働交流会を10回開催                                 | <想定どおり><br>アドプト活動やそれら団体をつなぐ地域協働交流会を10回開催することにより、着実に笑顔OSAKAを推進することができた。 | 都市整備部<br>事業管理室<br>防災環境G(06-6944-9268)                    |
| <b>II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築</b> |   |             |  |   |  |  |
| 大阪府地球温暖化対策実行計画の策定【新規】       | 大阪府環境審議会や府民等の意見を踏まえ、家庭、業務、産業、運輸、資源循環、森林吸収・緑化の推進、再生可能エネルギーの普及等の部門別の具体的な対策を盛り込んだ大阪府地球温暖化対策実行計画を平成24年3月に策定しました。                                | 0           | 地球温暖化対策の今後の取組方針の確立   | 計画の策定による地球温暖化対策の今後の取組方針の確立  | <想定どおり><br>今後、2014年度までに15%削減を目標に掲げ、具体的な対策を着実に推進します。                    | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9553)                         |

|                        | 内容  | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組                         | 2011年度の実績  | 自己点検・評価  | 部局名  |
|------------------------|---|-------------|-----------------------------------|--|--|--|
| まるごと運用改善支援事業【新規】       | 中小事業者の省CO2対策を進めるため、業務部門の中小事業者のエネルギー使用実態を把握した。また、運用改善や小規模改修によるランニングコスト低減やCO2削減効果を検証し、中小事業者が直ちに実践できる運用改善を中心とするCO2削減マニュアルを作成しました。  | 38,985      | CO2削減マニュアルの作成による中小事業者の省CO2対策の普及促進 | 中小事業者への指導用及び配布用の業種別CO2削減マニュアル(運用改善マニュアル)を作成。   | <想定どおり><br>中小事業者への指導・助言等の支援を行うためのマニュアル及び、中小事業者へ配布する業種別マニュアルを作成することができ、今後の中小事業者に対する省CO2対策につなげることができた。 | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9553)                     |
| 省エネ・省CO2相談窓口の設置・運営【新規】 | 省エネ・省CO2相談窓口を設置し、運用改善など省エネ対策に広く精通した専門家を配置して、中小企業の省エネ・省CO2の取組みを支援しました。   | 1,073       | 中小事業者の省エネ・省CO2対策の普及促進             | 2012年1月に相談窓口を開設し、88件の相談・支援等を行いました。<br>・省エネ診断件数:6件<br>・セミナー:開催1回、参加者52名<br>・講演依頼:1回、参加者27名の他相談件数:1件 | <想定どおり><br>省エネ診断、セミナー等開催を通じて、中小企業の省エネ・省CO2対策の普及促進を図ることができました。  | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9553)<br>(実施:環境農林水産総合研究所) |
| 大阪版カーボン・オフセット制度推進事業    | 温室効果ガス排出削減クレジットの仲介機関を運営する大阪府地球温暖化防止活動推進センターに対して事業費の一部をクレジットの売買の仲介実績に応じて府が補助し、クレジットの創出・活用を図りました。   | 170         | 中小企業者からの温室効果ガス排出量の削減              | 大阪版カーボン・オフセット認証クレジット<br>・売却済 855t-CO2<br>(府外産含めて 1,014t-CO2)                                       | <想定どおり><br>本事業を2009年度から開始したが、平成23年度に初めてクレジットの売り手と買い手のマッチングを行うことができました。                               | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9553)                     |
| エコカー普及促進事業             | 電気自動車、ハイブリッド車等多様なエコカーの普及を推進する「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、エコカーの導入や充電インフラの整備、啓発活動などの取組みを実施することにより、エコカー普及を促進しました。  | 484         | 府内におけるエコカー保有台数の増加(2011年度末目標:35万台) | 35万4千台以上(2011年9月速報値)<br>※2011年度台数は2012年12月に確定予定  | <想定どおり><br>大阪エコカー協働普及サポートネットにおける官民協働の取組み等により、目標台数を上回るエコカーの普及が見込まれます。                                 | 環境管理室<br>交通環境課<br>(06-6210-9586)                     |
| エコ燃料実用化地域システム実証事業      | 二酸化炭素削減対策となるバイオエタノール混合ガソリンの普及に向け、バイオエタノール3%混合ガソリン(E3)の製造・流通・販売を大規模かつ広域的に行い、実用化に近い規模での検証・評価を行いました。<br>2011年度は、引き続きE3の品質確認や利用状況の把握を行うとともに、民間事業者がE3を供給するための事業スキームを調査・検討しました。 | 568,728     | E3燃料の利用拡大に向けた環境整備                 | ・E3を供給するための環境を整備。<br>・E3がレギュラーガソリンの品質規格に適合し、安全に利用できることを実証。   | <想定どおり><br>E3を供給するための事業スキームを調整・検討し、環境整備を行った結果、実証事業後も引き続き民間事業者による販売を継続し、利用拡大に向けた取組みを実施できました。          | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9554)                     |



|                         | 内容   | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組                    | 2011年度の実績   | 自己点検・評価  | 部局名  |
|-------------------------|--|-------------|------------------------------|---|--|--|
| 府庁の地球温暖化対策への取組み         | 府自らが率先して温室効果ガス削減に取り組むため、「温暖化対策ふちょうアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～」を策定しました。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、府は特定事業者として、エネルギー使用量削減の取組みを継続的に推進しました。これらの取組みを着実に進めるため、府独自の環境マネジメントシステムを運用しました。                   | 209         | 府庁のあらゆる事務事業において環境に配慮した取組みを推進 | 計画の策定による地球温暖化対策の今後の取組方針の確立  | <想定どおり><br>平成26年度までに3%以上の削減を目標に掲げるなど、具体的な取組方針を確立できました。 | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9549)             |
| 建築物環境配慮制度の推進            | CO2削減・省エネに配慮した建築物が市場で高く評価されるような取組みを推進します。これまで進めてきた大阪府建築物環境配慮制度の届出対象規模の拡充に加え、「簡便」で「わかりやすい」評価手法(CO2削減、省エネ対策、みどり・ヒートアイランド対策に重点化)による届出制度及びその評価結果を府民にわかりやすくラベルで表示する制度の推進を図りました。                             | 2,489       | CO2削減等環境に配慮した建築物の推進          | ・ラベル表示については2,000㎡以上の新築等の建築物の販売又は賃貸の広告を行う場合、一定条件の下で表示を義務付けすることとした。(2012年2月議会において成立、施行日は2012年7月1日)また、届出制度は5,000㎡超から2,000㎡以上に規模拡大するよう作業を進めました。(施行日2012年7月1日) | <想定どおり><br>条例等の改正によって、建築物に対する環境配慮の取組みを一層推進することになった。    | 住宅まちづくり部<br>建築指導室<br>審査指導課(06-6210-9725)     |
| 新たなエネルギー社会づくりに関する検討【新規】 | 住民生活の安全・安心を確保するとともに、持続可能な成長を支えるため、中長期的には原発依存度を低下させ、安全かつ安定的に、適切な価格で電力が供給される体制を確保するためには、地域の特性に応じた「新たなエネルギー社会」の構築が不可欠です。このため、大阪府環境審議会に諮問するとともに、大阪府市統合本部のもとに大阪府市エネルギー戦略会議を設置して、新たなエネルギー社会づくりに関する検討を開始しました。 | -           | 新たなエネルギー社会づくりに関する検討を開始       | ・新たなエネルギー社会づくりに関する検討に着手<br>・大阪府市エネルギー戦略会議の開催回数:3回<br>・大阪府環境審議会新たなエネルギー社会づくり検討部会の開催回数:2回   | <想定どおり><br>新たなエネルギー社会づくりに関して、各会議を開催し、検討に着手することができました。  | エネルギー政策課(06-6210-9288)<br>(2011年度は環境農林水産総務課) |
| 道路照明灯のLED化              | 省エネ性能に優れたLED道路照明の普及を積極的に推進するため、府独自の「大阪府LED道路照明技術評価制度」により、一定水準以上の製品を認定し、府発注工事で活用することなどにより、府域道路照明灯のLED化を行っています。  | 32,329      | 道路照明のLED化によるライフサイクルでの省エネ化    | 新設時にナトリウム灯などの既存灯具でなくLED認定商品を採用することにより省エネ化を促進。(ナトリウム灯210w→LED認定商品100VA未満で照明灯1基当たり約1/2の省エネ化)  | <想定どおり><br>LED認定製品の新設・更新による省エネが促進されました。                | 都市整備部<br>交通道路室<br>道路環境課(06-6944-9291)        |

|                       | 内容  | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組   | 2011年度の実績   | 自己点検・評価  | 部局名                             |
|-----------------------|---|-------------|---|---|--|---------------------------------|
| <b>Ⅱ-2 資源循環型社会の構築</b> |   |             |   |   |  |                                 |
| 循環型社会推進計画の策定<br>【新規】  | 府域における生産・流通、消費、再生・処理、最終処分各段階における資源の循環的利用に向けた取組みを促進し、資源循環型の社会を構築するため、2012年3月に循環型社会推進計画を策定(計画期間:2011年度~2015年度)。本計画の対象は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量と適正な処理」のほか、「循環型社会の構築」として、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関連する事項。これに伴い、計画の名称をこれまでの「廃棄物処理計画」から「循環型社会推進計画」に変更。なお、本計画は、平成23年11月に大阪府環境審議会から計画策定の基本的な考え方について答申を得たうえ、パブリックコメントの手続きを経て策定したものである。 | 8,798       | 新たな目標値、施策等の明確化  | 計画の策定による新たな目標値、施策等の明確化  | <想定どおり><br>目指すべき循環型社会の構築に向けて必要な具体的目標値及び施策体系について定めることができました。                                    | 循環型社会推進室<br>資源循環課(06-6210-9566) |
| 適正な家電リサイクルの推進         | 地デジ移行の影響による使用済テレビの不法投棄が急増したことを踏まえて、適正な家電リサイクルについて、府のホームページや府政だより等による府民等への普及啓発を実施しました。また、不用品回収業者による不適切な処理等の防止のため、立入検査・指導を実施しました。   | 96          | 適正な家電リサイクルの推進   | 不法投棄台数の比較<br>(2009年度→2010年度)<br><br>使用済テレビ<br>6656台→8959台(増加)<br>エアコン<br>126台→104台(減少)<br>冷蔵庫・冷凍庫<br>2878台→2345台(減少)<br>洗濯機・衣類乾燥機<br>1057台→680台(減少) | <想定どおり><br>地デジ移行に伴い使用済テレビの不法投棄が増加したため、不法投棄の合計台数は増加したが、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については平成16年度以後続けて減少 | 循環型社会推進室<br>資源循環課(06-6210-9567) |
| 容器包装リサイクルの推進          | 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、第6期大阪府分別収集促進計画(平成23~27年度)の円滑な実施と、市町村の分別収集実施状況や、リサイクル施設の整備状況を把握し、市町村に対する技術支援を行いました。  | 186         | 大阪府分別収集促進計画の計画達成率の向上                                  | 分別収集の計画達成率<br>(2009年度→2010年度)<br>86.6%→85.3%<br>分別収集の実績量<br>(H21年度→H22年度)<br>159,301トン→166,034トン  | <想定以下><br>容器包装の収集実績量は増加しましたが、市町村が計画する収集計画量も増加したため、計画達成率(収集実績量/収集計画量*100)は、ほぼ横ばいでありました。         | 循環型社会推進室<br>資源循環課(06-6210-9567) |
| 再生品普及促進事業             | 生産段階における循環資源(廃棄物等)の利用を促進し、資源のリサイクルをより一層進めるとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、2004年度から循環資源を利用し府内の工場で製造したリサイクル製品で、一定の基準を満たすものを「なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)」として認定しており、2011年度においても製品認定と、普及啓発を行いました。   | 901         | 認定製品数増加による再生原料や再生可能資源の利用の促進<br>リサイクル製品を購入している府民の割合の増加 | リサイクル製品の認定件数<br>(2010年度→2011年度)<br>117件→115件<br><br>リサイクル製品を購入している府民の割合<br>(2010年度→2011年度)<br>52%→59%   | <想定どおり><br>景気低迷の影響によりリサイクル製品の認定件数は減少している一方、リサイクル製品の認知度は向上                                      | 循環型社会推進室<br>資源循環課(06-6210-9567) |

|                                 | 内容  | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組  | 2011年度の実績   | 自己点検・評価  | 部局名   |
|---------------------------------|---|-------------|--|---|--|---|
| PCB廃棄物適正処理推進事業                  | 「大阪府PCB廃棄物処理計画」(2004年3月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図りました。<br>また、中小企業によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が(独)環境再生保全機構に拠出したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を通じて、中小企業が負担するPCB処理費用を軽減します。       | 0           | 大阪府域におけるPCB廃棄物の計画的処理の推進                          | JESCO大阪事業所の処理対象である高圧機器等の処理進捗率<br><br>2010(平成22)年12月末:約58%<br>2011(平成23)年12月末:約63%   | <想定どおり><br>計画どおり進捗しました。  | 環境管理室<br>事業所指導課(06-6210-9583)   |
| 産業廃棄物の不適正処理の根絶                  | 産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の根絶を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の徹底や適正処理の指導を強化するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。また、警察との連携等により廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図りました。                  | 16,716      | 不適正処理の未然防止、迅速な解決<br>産業廃棄物の適正処理の着実な推進             | 不適正処理件数<br>(2010年度→2011年度)<br>408件→316件<br>(うち2011年度新規事案については当該年度中に75%解決)   | <想定どおり><br>不適正処理は依然として多発していますが、警察との連携等により、不適正処理件数は減少。また、新規事案の解決率75%を維持。      | 循環型社会推進室<br>産業廃棄物指導課(06-6210-9570)  |
| <b>Ⅱ-3 全てのいのちが共生する社会の構築</b>     |   |             |  |   |  |   |
| 天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを利用した普及啓発事業 | 天然記念物の淡水魚のイタセンパラの自然での生息環境を改善するため、その繁殖に必要な二枚貝の生息状況調査、生息に脅威を与えている外来生物の繁殖抑制や駆除に関する調査研究を行いました。また、研究所内のビオトープ池にイタセンパラを放流し、親子等府民を対象とした観察会等の開催、小中学校へのイタセンパラの出張展示や出前授業を実施し、自然保護や生物多様性の重要性について普及啓発を行いました。           | 4,078       | 天然記念物イタセンパラの野生復帰・繁殖への期待<br>府民への生物多様性の意識啓発        | ・外来魚駆除の調査研究を行った水域では、魚類全体に占める外来魚の割合が90.1%から19.5%に大幅に減少。<br>・イタセンパラの観察会では100名、小中学校の出前授業では186名、出張展示では約1000名に生物多様性の重要性を啓発。<br>・イタセンパラ野生復帰を支援する市民ネットワーク(19の連携団体)を設立。 | <想定どおり><br>十分な成果が得られました  | みどり・都市環境室<br>みどり推進課(06-6210-9557)<br>地球環境課(06-6210-9549)<br><br>水産課(06-6210-9612)<br><br>(実施:環境農林水産総合研究所) |
| 共生の森づくり活動推進事業                   | 自然の少ない大阪ベイエリアにおいて、野鳥や小動物の生息する草地や水辺などに森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、自然の力を活かしながら府民、NPO、企業など多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然環境のモニタリング調査、自然とのふれあい体験や自然観察といった自然環境学習等を実施しました。 | 7,400       | 共生の森づくり活動への参加促進(参加人数約1,500人)<br>多様な自然環境の創出(約1ha) | 参加人数:1472人/年<br>多様な自然環境の創出:1.4ha  | <想定どおり><br>参加人数、創出した自然環境の面積とも、想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。             | みどり・都市環境室<br>みどり推進課(06-6210-9557)   |
| 大阪府立阪南・岬自然公園の指定                 | 泉南西部の海から山まで繋がる優れた景観・自然環境の保護・保全、秩序ある適正かつ安全な利用を推進するため、府立自然公園の指定を行いました。併せて、自然環境と景観の向上を図るため荒廃した森林の整備等大阪府立阪南・岬自然公園区域を含む近畿自然歩道の未整備区間の整備を実施しました。   | 0           | 新たに自然公園区域を947ha拡大<br>泉南市で途切れていた自然公園区域が府最南端まで延伸   | 新たに自然公園区域を947ha指定したことで、泉南市で途切れていた自然公園区域が府最南端まで延伸しました。   | <想定どおり><br>拡大区域の歩道は未整備区間であり、府民がより快適に安全に利用してもらうためには、歩道や標識、トイレ等の整備が不可欠と考えられます。 | みどり・都市環境室<br>みどり推進課(06-6210-9555)   |

|   | 内容   | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組                         | 2011年度の実績  | 自己点検・評価  | 部局名   |
|---|--|-------------|-----------------------------------|--|--|---|
| 森林資源モニタリング事業                                      | カシノナガキクイムシ(カシナガ)によるナラ枯れ被害は、府内では2009～2010年度に北摂で確認されました。そこで、ナラ枯れの発生した高槻市と交野市で、対策後の被害の拡大・収束について、モニタリング調査を行いました。<br>また、羽曳野市と岸和田市の放置竹林における竹林対策の効果のモニタリング調査を行っています。  | 1,042       | 初期段階での対処の判断基準の明確化<br>伐採による再生速度の把握 | ・2010年度に被害が見られた2市3箇所では被害状況及び経過調査を実施。<br>・カシノナガキクイムシの羽化時期を特定しました。<br>・2市で竹林を皆伐後、再生量の変化の調査を実施しました。   | <想定以下><br>ナラ枯れや放置竹林の拡大による森林の衰退状況、および回復の態様を把握するためには、長期にわたるモニタリングが不可欠と考えられます。  | みどり・都市環境室<br>みどり推進課(06-6210-9559)<br>(実施:環境農林水産総合研究所) |
| 農空間保全地域制度の推進                                      | 「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農空間の公益的機能を発揮させるため、農空間保全地域において、水路整備などの耕作条件等の改善対策等の事業や遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取り組みを進めました。   | 78,631      | 遊休農地の解消 50ha                      | 遊休農地の解消 47.7ha   | <想定どおり><br>自己耕作の再開や農地の貸し借りの推進により遊休農地の解消が進みました。   | 農政室<br>整備課(06-6210-9601)                              |
| <b>II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(1) ～良好な大気環境を確保するために～</b> |  |             |                                   |  |  |   |
| 自動車排出ガス総量削減計画の推進                                  | 大阪府自動車NOx・PM総量削減計画(2003年7月策定)に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関と連携して総合的に推進するとともに、目標年度である2010年度における達成状況の評価を行いました。あわせて、次期総量削減計画の策定に必要となる各種対策の効果評価に係る調査を実施しました。  | 6,539       | NO2・SPMの環境濃度の改善                   | ・計画における削減目標量の達成<br>・大気汚染常時監視測定局におけるNO2・SPMの環境基準全局達成(目標年度:2010年度)   | <想定どおり><br>関係機関、事業者等における施策の着実な実施により、窒素酸化物・粒子状物質ともに計画どおりの削減が進みました。<br>2011年3月、「自動車NOx・PM総量削減計画に係る基本方針」を国が変更したことに伴い、府では、対策地域全体における環境基準達成に向けて次期計画を策定し、各種取組みを推進していきます。 | 環境管理室<br>交通環境課(06-6210-9586)                          |
| 流入車対策推進事業   | 二酸化窒素(NO2)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る環境基準の確実な達成を図るため、生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、運送事業者、荷主等、旅行者及び施設管理者等の連携した枠組みにより、自動車NOx・PM法の排ガス基準を満たさないトラック・バス等の対策地域内での発着を禁止する流入車規制を実施しました。新規登録自動車等を対象に適合車等への表示が必要なステッカーを交付するとともに、規制の実効性を確保するため、立入検査・指導を実施しました。 | 30,246      | NOx・PMの排出量の削減                     | ステッカー交付枚数:約4.9万枚(累計約98.2万枚)<br>立入検査:48回、約4,500台を<br>検査(累計193回、約17,000台)<br>他府県などから流入する非適合車の割合が大幅に減少(条例制定前の2007年度:17%→2011年度:2% ※普通貨物自動車における割合) | <想定どおり><br>運送事業者や荷主等の協力により規制の効果が発現している。環境基準の確実な確保のため、引き続き流入車対策を推進していきます。   | 環境管理室<br>交通環境課(06-6210-9587)                          |
| 微小粒子状物質(PM2.5)の測定【新規】                             | 新たに環境基準が定められた、環境大気中の微小粒子状物質(PM2.5)について、自動測定機による連続測定を行うとともに、季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により府域における実態を把握しました。また、粒子状物質全体の削減対策を着実に進めました。  | 86,626      | 環境濃度の改善<br>環境大気中の微小粒子状物質の状況把握     | 環境濃度の把握に向けた測定体制の整備<br>(一般局:10局、自排局4局)<br>環境大気中の微小粒子状物質の状況把握  | <想定どおり><br>現在も構築中であるが、府域にバランスよく自動測定機を14局配置し、成分分析についても3局で実施できました。   | 環境管理室<br>環境保全課(06-6972-7632)<br>(実施:環境農林水産総合研究所)      |

|   | 内容  | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組                                    | 2011年度の実績  | 自己点検・評価  | 部局名  |
|---|---|-------------|--|--|--|--|
| 微小粒子状物質等の汚染特性及び広域移流に関する研究                       | 微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントの汚染特性や汚染状態の解明を、国立環境研究所や他の自治体や大学と共同で行いました。微小粒子状物質(PM2.5)については、各種の解析手法を用いた発生源寄与評価の検討を進めました。また、東アジア規模の広域移流を観測するため、ライダー観測データを用いたモニタリングを行い、さらに、人工衛星観測データの活用について、国立環境研究所等と共同で取り組みました。 | 3,828       | 微小粒子状物質の発生源の解明<br>各種汚染物質の東アジアから日本への影響        | 微小粒子状物質の発生源寄与の評価<br>東アジア規模の広域移流の実態把握   | <想定どおり><br>微小粒子状物質等の発生源や広域移流の解明に向けた研究を進めることができました。   | 環境管理室<br>環境保全課(06-6210-9577)<br>(実施:環境農林水産総合研究所) |
| 光化学オキシダント・VOC対策の推進                              | PM2.5や光化学スモッグの原因の一つであるVOCの排出量を、法・条例による排出規制や化学物質管理制度を用いた自主的取組などを促進することにより削減しました。光化学スモッグ発令時における府民への周知、緊急時対象工場へのNOxやVOCの削減要請を行いました。  | 647         | VOC排出量削減のための法・条例による規制・指導、光化学スモッグ発令時のNOxの削減要請 | ・VOC届出排出量の削減<br>平成21年度 11.6千トン<br>平成22年度 10.7千トン<br>・緊急時対象工場へのNOx削減要請<br>平成23年度 のべ727回 | <想定どおり><br>工場・事業場に対し、排出量の把握や緊急時削減計画等を通じて、排出抑制を行うことができました。  | 環境管理室<br>環境保全課(06-6210-9577)                     |
| 府有施設吹付アスベスト対策事業                                 | アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施します。   | 218,195     | アスベストの飛散の防止<br>府民の府有施設の安全利用                  | 空気環境測定 12施設<br>アスベスト対策工事 6施設   | <想定どおり><br>空気環境測定、対策工事とも計画通りに行いました。  | 住宅まちづくり部<br>公共建築室<br>計画課(06-6210-9788)           |
| アスベスト対策の推進                                      | 大気汚染防止法・府生活環境の保全等に関する条例に基づく建築物解体作業届出の審査、立入検査によるアスベストの飛散防止規制指導、作業実施中における敷地境界濃度測定等を実施し、アスベストの飛散防止に努めます。   | 1,332       | アスベストの飛散の未然防止                                | 届出の審査や現場への立入指導を実施(203件)し、アスベストの飛散防止を図ったことで、敷地境界基準を超過した事例はありませんでした。                     | <想定どおり><br>アスベスト飛散の未然防止に資することができました。   | 環境管理室<br>事業所指導課(06-6210-9581)                    |
| <b>Ⅱ-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(2) ～良好な水環境を確保するために～</b> |   |             |  |  |  |  |
| 総量削減計画の策定及び推進                                   | 閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図るため、第7次総量削減計画を策定するとともに、化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)及びりん(T-P)の府域での発生量の削減を推進しました。  | 1,937       | 発生負荷量(COD、T-N、T-P)の削減                        | 第7次総量削減計画の策定<br>発生負荷量削減の進捗管理   | <想定どおり><br>予定どおり、「化学的酸素要求量等に係る総量削減計画」を策定できました。また、発生負荷量は前年度と同程度削減できました。                             | 環境管理室<br>環境保全課(06-6210-9577)                     |
| 水質汚濁負荷量の削減 ～生活排水対策の促進～                          | 大阪府生活排水対策推進会議等を通じて、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の効率的・効果的な整備を促進するため、「大阪府生活排水処理計画整備指針」の策定等を行いました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に、家庭における生活排水対策の浸透を図りました。  | 0           | 生活排水処理率の向上による河川等の水質の改善                       | 生活排水適正処理率が2010年度末で93.3%と前年度より0.6ポイント上昇   | <想定どおり><br>河川等への生活排水の汚濁負荷を削減できました。生活排水の100%適正処理を目指し、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行うことが重要です。 | 環境管理室<br>事業所指導課(06-6210-9585)                    |

|            | 内容  | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組                                   | 2011年度の実績  | 自己点検・評価   | 部局名                                |
|------------|---|-------------|---|--|---|------------------------------------|
| 流域下水道事業の推進 | 大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、今池水みらいセンター水処理施設(34,000m <sup>3</sup> /日)を増設するなど、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター(下水処理場)の整備を推進しています。また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設を整備し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を進め、小阪ポンプ場合流式下水道改善施設の運転を開始しました。 | 26,548,588  | 公共用水域の水質の改善及びBODの環境保全目標の達成率の向上に向けた施設整備      | 今池水みらいセンター水処理施設(34,000m <sup>3</sup> /日)運転開始。<br>小阪ポンプ場合流式下水道改善施設運転開始。 | <想定どおり><br>施設の運転開始等により、想定される成果に向け進捗が図られていると考えられる。             | 都市整備部<br>下水道室<br>事業課(06-6944-6794) |
| 浄化槽整備事業の推進 | 生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部負担を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び、市町村が各戸に浄化槽を整備し住民から使用料を徴収して、管理・運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対し、府費補助金を交付するなど一層の浄化槽整備を図りました。   | 31,075      | 水質汚濁負荷量の削減による河川等の水環境の改善に向けた浄化槽の整備推進         | 個人設置型浄化槽 125基、市町村設置型浄化槽 16基を設置。  | <想定どおり><br>浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。              | 健康医療部<br>環境衛生課(06-6944-9181)       |
| 大阪湾再生      | 大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局、国・府県・市等で構成)において策定された「大阪湾再生行動計画」により、関係機関が大阪湾再生のための施策を実施しました。また、「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。   | 1,480       | モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握                        | 常時監視及び大阪湾再生水質一斉調査による大阪湾の水質モニタリングの実施(常時監視15地点、一斉調査55地点)                 | <想定どおり><br>大阪湾再生推進会議構成団体と共同して大阪湾再生水質一斉調査を行い、水質の状況について把握できました。 | 環境管理室<br>環境保全課(06-6210-9577)       |
| 沿岸漁業整備開発事業 | 漁獲量の増大を図るため、魚介類の産卵場、稚仔魚の育成場である増殖場を造成する。   | 37,100      | 中高級魚介類の増殖                                   | 餌料培養礁63基設置、モニタリング調査(四季)の実施   | <想定どおり><br>計画どおりの設置・調査を実施                                     | 水産課(06-6210-9612)                  |
| 海底耕耘事業     | 海底の堆積物を攪拌し、酸化的な分解を促進することにより、底質を改善させる。   | 0           | 固い海底を軟らかくしたり、悪化した海底を耕すことにより、魚介類や餌生物の生息環境を改善 | 春と秋に2回実施   | <想定どおり><br>計画どおり実施できた。  | 水産課(06-6210-9612)                  |



|   | 内容   | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組                                | 2011年度の実績   | 自己点検・評価  | 部局名   |
|---|--|-------------|--|---|--|---|
| <b>Ⅱ-4 健康で安心して暮らせる社会の構築(3) ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～</b> |  |             |  |   |  |   |
| 化学物質対策推進事業  | 環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出を受理し、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行います。また、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。         | 6,308       | 環境リスクの高い化学物質の排出削減<br>リスクコミュニケーションの推進     | ・排出量等の届出を受理し、データの集計・公共を行なうとともに、事業者に対して指導・助言を行なった。<br>排出量等の届出件数:<br>PRTR法1703件、条例1285件<br>・化学物質対策セミナー開催:1回 | <想定どおり><br>・化学物質対策セミナーを開催し、事業者による化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について周知を行なうことができました。                         | 環境管理室<br>環境保全課(06-6210-9578)                          |
| 土壌・地下水汚染対策の推進   | 土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。また、土壌・地下水汚染の発生を未然に防止するため、有害物質を使用している事業場に対して、漏洩防止等の措置について指導します。  | 754         | 適切な土壌汚染調査・対策の推進<br>事業場での未然防止策の促進         | ・形質変更届出件数:77件<br>・調査結果報告件数:22件<br>・対象事業場への周知資料発送:209件   | <想定どおり><br>報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。   | 環境管理室<br>環境保全課(06-6210-9579)                          |
| 大阪エコ農産物認証制度の推進  | 近年、農業による環境負荷への軽減が課題となっており、特に、減農薬、減化学肥料栽培に取り組む生産者の支援のため、府では農薬の使用回数と化学肥料の使用量を府内の標準の半分以下にして栽培した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しました。   | 12,564      | 農業による環境への負荷が軽減<br>持続可能な大阪農業の確立           | 大阪エコ農産物認証面積:<br>495ha   | <想定どおり><br>大阪エコ農産物認証制度を推進し、昨年度以上の栽培面積を認証することができました。  | 農政室<br>推進課(072-957-0520)                              |
| 害虫の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発                              | 府内ではナスやキュウリにおいてミナミキイロアザミウマが発生して問題になっています。そこで、紫外光または可視光の照射がミナミキイロアザミウマの行動に及ぼす影響を調べ、青色の可視光に誘引されやすいことを明らかにしました。また、この特性を利用して、青色粘着板に青色LEDを照射した「反射型誘殺トラップ」を考案し、人工光源を用いてこの害虫を誘引・殺虫する器具の研究を進めました。                  | 3,000       | 殺虫剤を大幅に削減した新たな防除技術の開発                    | ・ミナミキイロアザミウマが青色の可視光に誘引されやすいことを明らかにしました。<br>・この特性を応用して、LEDなどの人工光源を用いてこの害虫を誘引・殺虫する器具の研究を進めました。              | <想定どおり><br>具体的な防除対策として、青色粘着板に青色LEDを照射した「反射型誘殺トラップ」を考案し、高い効果が得られました。引き続き、このトラップのより効率的な設置方法等を検討していく予定です。 | 農政室<br>推進課(06-6210-9590)<br>(実施:環境農林水産総合研究所)          |
| <b>Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進</b>                           |  |             |  |   |  |   |
| 「みどりの風促進区域」における緑化の推進【新規】                              | 海と山を繋ぐみどりの太い軸の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となった緑化の取組みを促進するため、「みどりの風促進区域」を制度化します。区域内では、①公共事業の重点化、②民有地の都市計画手法(容積率、建ぺい率の緩和等)による緑化誘導、③樹木の提供など企業とのタイアップによる沿線民有地の緑化促進を取組みの3本柱として、区域内の緑化推進を図ります。 | 343,000     | みどりの風促進区域内での緑化推進<br>(平成23年度末植栽目標 約2500本) | 2011年度末植栽実績 約3400本<br>・民有地緑化実施箇所<br>41地区 約2300本<br>・公共緑化実施箇所<br>約1100本                                    | <想定以上><br>引き続き、企業と連携し、府民が実感できるみどりを創出する。また、大阪市内の民有地緑化に努める。  | 環境農林水産総務課(06-6210-9543)<br>都市整備部<br>公園課(06-6944-7594) |

|                        | 内容   | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組  | 2011年度の実績  | 自己点検・評価  | 部局名                                 |
|------------------------|--|-------------|--|--|--|-------------------------------------|
| 対策効果シミュレーション事業         | 建築物・街区の熱負荷を算出し、ヒートアイランド対策を行った場合の熱負荷削減効果を簡易にシミュレーション出来るシステムを開発し、事業者や建物所有者等も利用出来るようにすることで、今後の建築・開発の際、ヒートアイランド対策導入の検討に活用出来るものとします。  | 5,380       | 建築物・街区の熱負荷とヒート対策効果の算出できるシステムを提供する事により、対策の取り組みを誘導する。                                      | 建築物・街区の熱負荷とヒート対策効果の算出できるシステムの構築  | <想定どおり><br>誰でも簡単に利用できるシステムを開発することができた。今後、ホームページでの公開により、事業者や建物所有者等も利用出来るようにすることで、対策の取り組みを誘導することができると考えられます。 | みどり・都市環境室<br>地球環境課(06-6210-9553)    |
| 道路交通騒音対策の推進            | 幹線道路沿道における騒音に係る環境保全目標の達成状況を把握し、関係機関との連携を図り道路交通騒音対策を推進しました。   | 2,608       | 道路沿道における環境保全目標の達成率(2009年度91.9%)の向上   | 道路沿道における環境保全目標の達成率(2010年度91.8%)  | <想定どおり><br>前年度から横ばいの推移であったが、数年間では概ね順調に進捗。  | 環境管理室<br>交通環境課(06-6210-9588)        |
| 生駒山系花屏風構想の推進           | 生駒山系を屏風に見立て、植栽や植栽樹木の管理に、企業やNPO等との府民協働で取り組み、景観をはじめ、CO2吸収、土砂災害防止等の森林の有する様々な公益的機能についての府民の理解を深め、府民から愛される自然環境資源として次世代に引き継ぎます。   | 1,638       | 放置森林問題に対する府民理解の向上<br>森林による二酸化炭素吸収力の向上  | 森林所有者等の協力により、2011年度において788本の植栽を実施した。(ヤマザクラ、ソメイヨシノ、ミツバツツジ、カワツツクラ等)                        | <想定どおり><br>さくら類の植栽により、生駒山の景観形成に努めることができました。  | みどり・都市環境室<br>みどり推進課(06-6210-9555)   |
| 公立小学校の芝生化推進事業          | 地域と学校が一体となって行う公立小学校の運動場の芝生化を推進するため、芝生づくりにかかる経費の一部を補助し(47校)、庁内関係部局により設置している「芝生サポート隊」(7)が、技術サポートや出前講座を行いました。   | 275,792     | 地域コミュニティの活性化<br>都市部における緑化空間の確保<br>子どもたちの教育環境の向上  | 参画した地域団体数 235団体<br>芝生整備面積 5.2ha  | <想定どおり><br>芝生づくりを通じて、地域団体の参画が促進されるとともに、市街地に新たに5.2haのみどりを創出できました。   | みどり・都市環境室<br>みどり推進課(06-6210-9558)   |
| オアシス整備事業               | オアシス構想の新たな取組方向の将来像である「大阪の農業・農空間を守り、育てるオアシス」をめざすため、府民とともに、ため池・水路をはじめとする農空間を保全・活用する地域づくりとして、府内6地区でいきいき水路整備事業を実施、1地区の整備を完了しました。(ため池オアシス整備事業は、平成3年度から府内36地区の整備を完了。いきいき水路整備事業は、平成8年度から府内9地区の整備を完了。) | 215,432     | 府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上  | 府民参加による農空間の資源の保全・活用と、地域力の向上<br>府内6地区でいきいき水路整備事業を実施、1地区の整備を完了                             | <想定どおり><br>農空間の資源の保全・活用と地域力の向上が図れた。  | 農政室<br>整備課(06-6210-9598)            |
| 水都大阪(ライトアップと水辺のにぎわい創出) | 「水の都大阪再生構想」に基づき、親水護岸や遊歩道整備、船着場など、背後地のまちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の整備を行いました。また、大阪が世界に誇りうる都心部の「水の回廊」など、既存資産の魅力を光で際立たせ、水都大阪の魅力を世界に発信するため、ライトアップでの効果的な光の演出を行っており、平成23年度には中之島の東西拠点における光景観が概成しました。           | 854,022     | ・橋梁ライトアップ(堂島大橋、天満橋)の完成<br>・船着場(5か所)ライトアップの完成<br>・堂島川ライトアップ(中之島バンクス対岸、玉江橋上流左岸、大江橋下流左岸)の完成 | ・橋梁ライトアップ(堂島大橋、天満橋)の完成<br>・船着場(5か所)ライトアップの完成<br>・堂島川ライトアップ(中之島バンクス対岸、玉江橋上流左岸、大江橋下流左岸)の完成 | <想定どおり><br>大阪が世界に誇りうる水都大阪の魅力を世界に発信するための中之島の東西拠点における光景観が概成できた。  | 都市整備部<br>河川室<br>河川環境課(06-6944-9306) |

|                           | 内容   | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組                       | 2011年度の実績  | 自己点検・評価   | 部局名   |
|---------------------------|--|-------------|---------------------------------|--|---|---|
| アドプト・リバー・プログラム            | 河川の一定区間を、地域の団体と地元市町村、河川管理者である府が協力しあいながら、継続的に清掃や緑化などの活動を実施することで、地域に愛され、人や自然にやさしい河川づくり、美化による地域環境の改善、不法投棄の防止を目指します。   | 1,474       | 地域活動による河川環境の美化、不法投棄の防止等         | 4万人を超える方が地域活動に参加   | <想定以上><br>参加者が4万人を超えており(2010年度比約9千人増)、想定以上の規模で活動ができました。     | 都市整備部<br>河川室<br>河川環境課(06-6944-9304)             |
| <b>IV 施策推進に当たっての視点</b>    |  |             |                                 |  |   |   |
| 環境技術コーディネート事業             | 環境保全の推進や環境関連産業の振興のため、府が抱える環境問題に役立つ環境技術を中心に、技術相談、特許情報や技術情報の提供、中小企業が開発した環境技術の評価及び普及等を行った。また、環境省の事業を活用し、有機性排水処理技術の実証を行った。   | 1,619       | 環境保全の推進<br>環境関連産業の振興            | ・環境技術評価・普及事業(おおさかエコテック)評価件数 5件<br>(うちゴールド・エコテック3件)<br>・環境省環境技術実証事業(有機性排水処理技術分野)実証件数 1件                             | <想定どおり><br>事業の結果をホームページや展示会等を通じ公表することで環境関連技術・製品の普及を促進した。    | 環境農林水産総務課(06-6210-9543)<br><br>(実施:環境農林水産総合研究所) |
| 大阪EV(電気自動車)アクションプログラム推進事業 | EVビジネス用急速充電設備や通信機能付き200V充電設備の設置に補助するとともに、国のプロジェクトを活用し、EVタクシー運行最適化システムやEVのワンウェイトリップ方式カーシェアリングのシステムを開発した。また、企業等と連携し、JR大阪駅などへのEVタクシー専用乗場の設置を実現した。さらに、EV・EV関連部品を開発するものづくり中小企業等に対して補助を実施した。 | 10,377      | 充電インフラの設置促進<br>EVビジネスの推進        | ・急速充電設備10基、200V充電設備2基に対して補助<br>・JR大阪駅・なんばマルイ前にEVタクシー専用乗場を設置<br>・2012年2月に大阪EVアクション協議会を開催<br>・EV・EV関連部品の技術開発9件に対して補助 | <想定どおり><br>府内に充電インフラの設置を促進し、EVアクション協議会参加企業と情報共有を図ることができました。 | 商工労働部<br>新エネルギー産業課(06-6210-9484)                |
| 市町村への権限移譲                 | 大阪府の地方分権改革ビジョンに基づき、市町村へ公害規制の権限を移譲していきます。また、市町村が移譲事務を適切に管理・執行できるよう、ガイドンスの実施、研究生の受け入れ、サポートチームによる人的支援などを行っていきます。  | 0           | ワンストップサービスが実現し、住民や事業者にとって利便性が向上 | 2011年度 大気汚染防止法14、水質汚濁防止法13、PRTR法15などを市町村へ権限移譲しました。   | <想定どおり><br>研修生の受け入れ、サポートチームによる人的支援を行いながら、スムーズな権限移譲ができました。   | 環境管理室<br>事業所指導課(06-6210-9583)                   |

|                                 | 内容   | 決算額<br>(千円) | 2011年度の取組  | 2011年度の実績  | 自己点検・評価   | 部局名   |
|---------------------------------|--|-------------|--|--|---|---|
| 関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進(広域環境保全) | <p>関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組や府県を越えた鳥獣保護管理の取組といった広域的な環境保全対策を推進しました。</p> <p>また、2012年中を目途に取りまとめることとしている「関西における中長期的なエネルギー政策のあり方」の検討にあたっての基本的な考え方について取りまとめました。</p> | 10,046      | <p>関西広域での環境保全対策の促進</p> <p>「関西における中長期的なエネルギーのあり方検討にあたっての基本的考え方」の取りまとめ</p> | <p>広域環境保全計画を策定するとともに、下記分野について取組が進められました。</p> <p>(温室効果ガス削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西夏のエコスタイル5月16日～10月31日の間「関西夏のエコスタイル」の取組を実施しました。</li> <li>・大阪府内のエコオフィス宣言登録事業所は273事業所(2012年3月末現在)となりました。</li> <li>・関西スタイルのエコポイント事業は、7月から12月に試行事業を実施しました。</li> <li>・電気自動車充電マップの作成、広域観光モデルルートの提案および観光統一キャンペーンの実施や共通化した充電インフラの導入努力や事業者等への推奨など具体策を取り決めました。</li> <li>・クレジットの広域活用に関する施策方針を決定しました。</li> </ul> <p>(カワウ対策)</p> <p>関西圏におけるカワウの生息・繁殖状況が明らかとなり広域保護管理計画の基礎データ及び課題が整理されました。</p> <p>(エネルギー)</p> <p>「関西における中長期的なエネルギーのあり方検討にあたっての基本的考え方」を2011年12月に取りまとめました。</p> | <p>&lt;想定どおり&gt;</p> <p>広域環境保全の方向性及び将来像を示すとともに、各分野における広域的な取組が進められました。</p> | <p>環境農林水産総務課(06-6210-9542)</p> <p>エネルギー政策課(06-6210-9288)</p> <p>みどり・都市環境室地球環境課(06-6210-9549)</p> <p>環境管理室交通環境課(06-6210-9586)</p> <p>動物愛護畜産課(06-6210-9619)</p> <p>商工労働部<br/>新エネルギー産業課(06-6210-9484)</p> <p>政策企画部<br/>地域主権課(06-6941-1705)</p> |

# 環境保全目標

環境保全目標は、府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いています。

なお、専門家による検討結果など新たな知見が得られたときは、それを踏まえ、環境保全目標について必要な改訂を行います。

## 1 大気汚染

| 項目         | 目標値  | 対象地域   |
|------------|--|--|
| 二酸化窒素      | 1時間値の1日平均値が <b>0.04ppm</b> から <b>0.06ppm</b> までのゾーン内又はそれ以下であること  | 府内全域<br><br>ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない |
| 光化学オキシダント  | 1時間値が <b>0.06ppm</b> 以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が <b>0.20ppm C</b> から <b>0.31ppm C</b> の範囲内又はそれ以下であること |  |
| 浮遊粒子状物質    | 1時間値の1日平均値が <b>0.10 mg/m<sup>3</sup></b> 以下であり、かつ、1時間値が <b>0.20 mg/m<sup>3</sup></b> 以下であること                       |  |
| 二酸化硫黄      | 1時間値の1日平均値が <b>0.04ppm</b> 以下であり、かつ、1時間値が <b>0.1ppm</b> 以下であること  |  |
| 一酸化炭素      | 1時間値の1日平均値が <b>10ppm</b> 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が <b>20ppm</b> 以下であること  |  |
| ベンゼン       | 1年平均値が <b>0.003 mg/m<sup>3</sup></b> 以下であること   |  |
| トリクロロエチレン  | 1年平均値が <b>0.2 mg/m<sup>3</sup></b> 以下であること   |  |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が <b>0.2 mg/m<sup>3</sup></b> 以下であること   |  |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が <b>0.15 mg/m<sup>3</sup></b> 以下であること  |  |
| 微小粒子状物質    | 1年平均値が <b>15 μg/m<sup>3</sup></b> 以下であり、かつ、1日平均値が <b>35 μg/m<sup>3</sup></b> 以下であること                               |  |
| ダイオキシン類    | 年間平均値が <b>0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup></b> 以下であること  |  |
| 悪臭         | 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度   | 府内全域   |

(注) 1 二酸化窒素、微小粒子状物質（1日平均値に係る目標値）に係る評価は、年間における1日平均値のうち、低い方から**98%**に相当するもの（1日平均値の年間**98%**値）で行う。

2 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価は以下の方法による。

- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
- ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から**2%**の範囲内にあるものを除外して評価を行う。  
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

## 2 水質汚濁

### ① 健康項目（河川、海域、湖沼等）

| 項 目              | 目 標 値          | 対 象 水 域                    |
|------------------|----------------|----------------------------|
| カドミウム            | 0.003 mg/L 以下  | 全<br>公<br>共<br>用<br>水<br>域 |
| 全シアン             | 検出されないこと       |                            |
| 鉛                | 0.01 mg/L 以下   |                            |
| 六価クロム            | 0.05 mg/L 以下   |                            |
| 砒素               | 0.01 mg/L 以下   |                            |
| 総水銀              | 0.0005 mg/L 以下 |                            |
| アルキル水銀           | 検出されないこと       |                            |
| P C B            | 検出されないこと       |                            |
| ジクロロメタン          | 0.02 mg/L 以下   |                            |
| 四塩化炭素            | 0.002 mg/L 以下  |                            |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/L 以下  |                            |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 0.1 mg/L 以下    |                            |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L 以下   |                            |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1 mg/L 以下      |                            |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 0.006 mg/L 以下  |                            |
| トリクロロエチレン        | 0.03 mg/L 以下   |                            |
| テトラクロロエチレン       | 0.01 mg/L 以下   |                            |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/L 以下  |                            |
| チウラム             | 0.006 mg/L 以下  |                            |
| シマジン             | 0.003 mg/L 以下  |                            |
| チオベンカルブ          | 0.02 mg/L 以下   |                            |
| ベンゼン             | 0.01 mg/L 以下   |                            |
| セレン              | 0.01 mg/L 以下   |                            |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素    | 10 mg/L 以下     |                            |
| ふっ素              | 0.8 mg/L 以下    |                            |
| ほう素              | 1 mg/L 以下      |                            |
| 1, 4-ジオキサン       | 0.05 mg/L 以下   |                            |
| ダイオキシン類          | 1pg-TEQ/L 以下   |                            |

(注) 1 目標値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては、「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって目標達成と判断する。さらに総水銀に係る評価方法は（注）4のとおり。

2 「検出されないこと」とは、定量限界未満をいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値が 0.0005 mg/L を超える検体数が調査対象検体の 37% 以上である場合を不適とする（昭和 49 年 12 月 23 日付け環水管第 182 号）。

②生活環境項目

ア 河川

| 利用目的の<br>適応性 |                     | 類型                            | AA                                  | A                                       | B                                     | C                                       | D                                 | E              |
|--------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------------|---|-----------------------------------|----------------|
|              |                     | 項目                            | 水道1級<br>自然環境保全<br>及びA以下の<br>欄に掲げるもの | 水道2級<br>水産1級<br>水浴及びB<br>以下の欄に<br>掲げるもの | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下<br>の欄に掲げ<br>るもの | 水産3級<br>工業用水1<br>級及びD以<br>下の欄に掲<br>げるもの | 工業用水2級<br>農業用水<br>及びEの欄に<br>掲げるもの | 工業用水3級<br>環境保全 |
| 目<br>標<br>値  | 水素イオン濃度<br>(pH)     | 6.5以上<br>8.5以下                | 6.5以上<br>8.5以下                      | 6.5以上<br>8.5以下                          | 6.5以上<br>8.5以下                        | 6.5以上<br>8.5以下                          | 6.0以上<br>8.5以下                    | 6.0以上<br>8.5以下 |
|              | 生物化学的酸素<br>要求量(BOD) | 1 mg/L以下                      | 2 mg/L以下                            | 3 mg/L以下                                | 5 mg/L以下                              | 8 mg/L以下                                | 10 mg/L以下                         |                |
|              | 浮遊物質<br>(SS)        | 25 mg/L以下                     | 25 mg/L以下                           | 25 mg/L以下                               | 50 mg/L以下                             | 100mg/L以下                               | ごみ等の浮遊<br>が認められないこと               |                |
|              | 溶存酸素量<br>(DO)       | 7.5mg/L以上                     | 7.5mg/L以上                           | 5 mg/L以上                                | 5 mg/L以上                              | 2 mg/L以上                                | 2 mg/L以上                          |                |
|              | 大腸菌群数               | 50 MPN<br>/100mL以下            | 1,000 MPN<br>/100mL以下               | 5,000 MPN<br>/100mL以下                   | —                                     | —                                       | —                                 |                |
| 対象水域等        |                     | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |                                     |   |                                       |   |                                   |                |

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。  
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/L以上とする。  
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 4 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 5 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 6 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 7 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性  | 目標値          | 対象水域等                         |
|----------|--|--------------|-------------------------------|
|          |  | 全 亜 鉛        |                               |
| 生物 A     | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                       | 0.03 mg/L 以下 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |
| 生物特 A    | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域       | 0.03 mg/L 以下 |                               |
| 生物 B     | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                          | 0.03 mg/L 以下 |                               |
| 生物特 B    | 生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/L 以下 |                               |

(注) 目標値は、年間平均値とする。



イ 海 域

| 項目          |                   | 類型                            | A                                     | B                           | C                |
|-------------|-------------------|-------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|------------------|
|             |                   | 利用目的の適応性                      | 水産1級<br>水浴<br>自然環境保全<br>及びB以下の欄に掲げるもの | 水産2級<br>工業用水<br>及びCの欄に掲げるもの | 環境保全             |
| 目<br>標<br>値 | 水素イオン濃度 (pH)      |                               | 7.8 以上<br>8.3 以下                      | 7.8 以上<br>8.3 以下            | 7.0 以上<br>8.3 以下 |
|             | 化学的酸素要求量 (COD)    |                               | 2 mg/L 以下                             | 3 mg/L 以下                   | 8 mg/L 以下        |
|             | 溶存酸素量 (DO)        |                               | 7.5 mg/L 以上                           | 5 mg/L 以上                   | 2 mg/L 以上        |
|             | 大腸菌群数             |                               | 1,000 MPN/100mL 以下                    | —                           | —                |
|             | ノルマルヘキサン抽出物質(油分等) |                               | 検出されないこと                              | 検出されないこと                    | —                |
| 対象水域等       |                   | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |                                       |                             |                  |

- (注) 1 目標値は、日間平均値とする。  
 2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。  
 3 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 4 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 5 環境保全：府民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                                   | 目 標 値       |              | 対象水域等                         |
|----------|--|-------------|--------------|-------------------------------|
|          |  | 全 窒 素       | 全 り ん        |                               |
| I        | 自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く)      | 0.2 mg/L 以下 | 0.02 mg/L 以下 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型は別表のとおりとする |
| II       | 水産1種<br>水浴及びIII以下の欄に掲げるもの<br>(水産2種及び3種を除く) | 0.3 mg/L 以下 | 0.03 mg/L 以下 |                               |
| III      | 水産2種及びIVの欄に掲げるもの<br>(水産3種を除く)              | 0.6 mg/L 以下 | 0.05 mg/L 以下 |                               |
| IV       | 水産3種、工業用水、生物生息環境保全                         | 1 mg/L 以下   | 0.09 mg/L 以下 |                               |

- (注) 1 目標値は、年間平均値とする。  
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性                                   | 目 標 値        | 対象水域等                          |
|----------|---|--------------|--------------------------------|
|          |   | 全 亜 鉛        |                                |
| 生物 A     | 水生生物の生息する水域                                     | 0.02 mg/L 以下 | 対象水域及びその水域が該当する水域類型はまだ指定されていない |
| 生物特 A    | 生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.01 mg/L 以下 |                                |

- (注) 目標値は、年間平均値とする。

(別表) 対象水域及びその水域が該当する水域類型

| 区分       | 河川名     | 範囲               | 該当類型            |        |
|----------|---------|------------------|-----------------|--------|
|          |         |                  | BOD等            | 水生生物保全 |
| 淀川水域     | 淀川下流(1) | (京都府界から長柄堰まで)    | B               | 生物B    |
|          | 淀川下流(2) | (長柄堰より下流)        | C               | 生物B    |
|          | 船橋川     | (全 域)            | B               | 生物B    |
|          | 徳谷川     | (全 域)            | B               | 生物B    |
|          | 檜尾川     | (全 域)            | B               | 生物B    |
|          | 天野川     | (奈良県界より下流)       | B               | 生物B    |
|          | 芥川(1)   | (京都府界から塚脇橋まで)    | A               | 生物A    |
|          | 芥川(2)   | (塚脇橋より下流)        | A               | 生物B    |
|          | 水無瀬川    | (全 域)            | A               | 生物A    |
|          | 神崎川水域   | 神崎川              | (安威川、猪名川を除く神崎川) | B      |
| 安威川上流    |         | (茨木市取水口より上流)     | A               | 生物A    |
| 安威川下流(1) |         | (茨木市取水口から戸伏まで)   | A               | 生物B    |
| 安威川下流(2) |         | (戸伏から大正川合流点まで)   | A               | 生物B    |
| 安威川下流(3) |         | (大正川合流点より下流)     | B               | 生物B    |
| 佐保川及び茨木川 |         | (全 域)            | A               | 生物B    |
| 大正川      |         | (全 域)            | A               | 生物B    |
| 勝尾寺川     |         | (全 域)            | A               | 生物B    |
| 猪名川上流    |         | (箕面川合流点より上流)     | A               | 生物B    |
| 猪名川下流(2) |         | (藻川分岐点から藻川合流点まで) | D               | 生物B    |
| 箕面川(1)   |         | (箕面川取水口より上流)     | A               | 生物A    |
| 箕面川(2)   |         | (箕面川取水口から兵庫県界まで) | A               | 生物B    |
| 余野川      |         | (全 域)            | A               | 生物A    |
| 千里川      |         | (全 域)            | A               | 生物B    |
| 田尻川      |         | (兵庫県界より上流)       | A               | 生物A    |
| 一庫・大路次川  |         | (京都府界から兵庫県界まで)   | A               | 生物A    |
| 山辺川      |         | (全 域)            | A               | 生物A    |
| 寝屋川水域    | 寝屋川(1)  | (住道大橋より上流)       | C               | 生物B    |
|          | 寝屋川(2)  | (住道大橋より下流)       | D               | —      |
|          | 恩智川     | (全 域)            | D               | —      |
|          | 古川      | (全 域)            | D               | —      |
|          | 第二寝屋川   | (全 域)            | D               | —      |
|          | 平野川分水路  | (全 域)            | D               | —      |
|          | 平野川     | (全 域)            | D               | —      |
|          | 大阪市内河川  | 大川               | (大川全域及び城北川全域)   | B      |
| 堂島川      |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 土佐堀川     |         | (全 域)            | C               | 生物B    |
| 道頓堀川     |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 正蓮寺川     |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 六軒家川     |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 安治川      |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 尻無川      |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 木津川      |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 木津川運河    |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 住吉川      |         | (全 域)            | B               | 生物B    |
| 東横堀川     |         | (全 域)            | B               | 生物B    |

| 区分    | 河川名    | 範囲                | 該当類型 |        |
|-------|--------|-------------------|------|--------|
|       |        |                   | BOD等 | 水生生物保全 |
| 大和川水域 | 石川     | (全 域)             | B    | 生物B    |
|       | 千早川    | (全 域)             | A    | 生物B    |
|       | 天見川    | (全 域)             | B    | 生物B    |
|       | 石見川    | (全 域)             | A    | 生物A    |
|       | 飛鳥川    | (全 域)             | C    | 生物B    |
|       | 梅川     | (全 域)             | A    | 生物B    |
|       | 佐備川    | (全 域)             | C    | 生物B    |
|       | 大和川中流  | (桜井市初瀬取入口から浅香山まで) | C    | 生物B    |
|       | 大和川下流  | (浅香山より下流)         | D    | 生物B    |
|       | 東除川    | (全 域)             | C    | 生物B    |
| 泉州諸河川 | 西除川(1) | (狭山池流出端より上流)      | B    | 生物B    |
|       | 西除川(2) | (狭山池流出端より下流)      | D    | —      |
|       | 石津川    | (全 域)             | D    | —      |
|       | 和田川    | (全 域)             | C    | 生物B    |
|       | 大津川上流  | (泉大津市高津取水口より上流)   | B    | 生物B    |
|       | 大津川下流  | (泉大津市高津取水口より下流)   | D    | —      |
|       | 牛滝川    | (全 域)             | B    | 生物B    |
|       | 松尾川    | (全 域)             | B    | 生物B    |
|       | 横尾川    | (全 域)             | B    | 生物B    |
|       | 父鬼川    | (全 域)             | A    | 生物B    |
| 河川    | 春木川    | (全 域)             | D    | —      |
|       | 津田川    | (全 域)             | E    | —      |
|       | 近木川上流  | (稲谷川合流点より上流)      | B    | 生物B    |
|       | 近木川下流  | (稲谷川合流点より下流)      | D    | —      |
|       | 見出川    | (全 域)             | E    | —      |
|       | 佐野川    | (全 域)             | E    | —      |
|       | 檜井川上流  | (兔田橋より上流)         | B    | 生物B    |
|       | 檜井川下流  | (兔田橋より下流)         | E    | —      |
|       | 男里川    | (全 域)             | A    | 生物B    |
|       | 金熊寺川   | (全 域)             | A    | 生物B    |
|       | 菟砥川    | (全 域)             | A    | 生物B    |
|       | 山中川    | (全 域)             | A    | 生物B    |
|       | 番川     | (全 域)             | A    | 生物B    |
| 大川    | (全 域)  | A                 | 生物B  |        |
| 東川    | (全 域)  | A                 | 生物B  |        |
| 西川    | (全 域)  | A                 | 生物B  |        |

(注) 「—」は類型指定がされていないことを表す  
平成21年11月30日改定

(別表つづき)

○海 域

・COD

| 水域類型指定 |      |
|--------|------|
| 水 域    | 該当類型 |
| 大阪湾(1) | C    |
| 大阪湾(2) | B    |
| 大阪湾(3) | A    |
| 大阪湾(4) | A    |
| 大阪湾(5) | A    |
| 尾崎港    | C    |
| 淡輪港    | C    |
| 深日港    | C    |

・全窒素、全りん

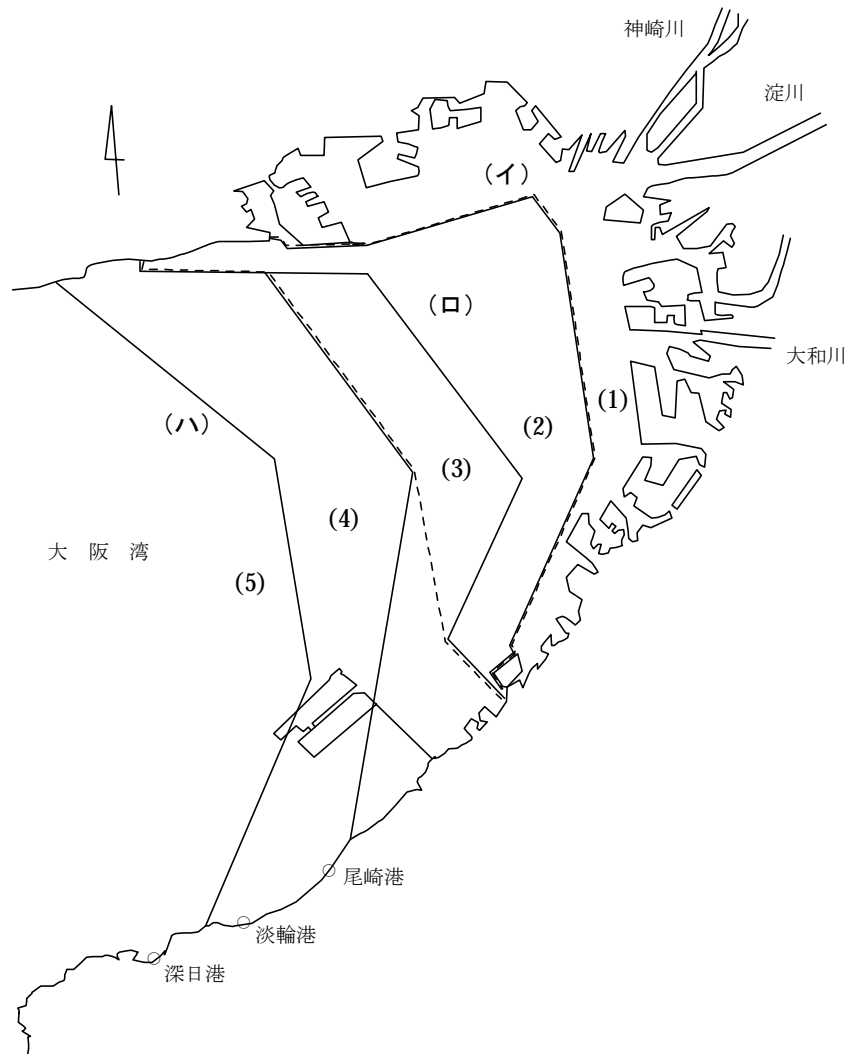
| 水域類型指定 |      |
|--------|------|
| 水 域    | 該当類型 |
| 大阪湾(イ) | IV   |
| 大阪湾(ロ) | III  |
| 大阪湾(ハ) | II   |

・全亜鉛

類型指定は行われていません。

(注) 尾崎港、淡輪港及び深日港の区域は、  
いずれも防波堤の先端を結ぶ線で囲  
まれた海域をいう。

大阪湾水域類型



(注) ----- は全窒素、全磷に係る水質環境基準の水域を表す。

### ③ 特殊項目

#### ア 河川

| 項 目 \ 対象水域   | 上水道水源水域      | その他の水域<br>(水域類型C以上の河川) |
|--------------|--------------|------------------------|
| フェノール類       | 0.005 mg/L以下 | 0.01 mg/L以下            |
| 銅            | 0.05 "       | 0.05 "                 |
| 溶解性鉄         | 0.3 "        | 1.0 "                  |
| 溶解性マンガン      | 0.05 "       | 1.0 "                  |
| 全クロム         | 0.05 "       | 1.0 "                  |
| アンモニア性窒素     | 0.1 "        | 1.0 "                  |
| 陰イオン界面活性剤    | 0.5 "        | 0.5 "                  |
| ノルマルヘキサン抽出物質 | 検出されないこと     | 検出されないこと               |

#### イ 海域

| 項 目 \ 対象水域 | 大 阪 湾<br>(3) (4) (5) | 大 阪 湾 (2)   | 大 阪 湾 (1)<br>尾崎港、淡輪港、深日港 |
|------------|----------------------|-------------|--------------------------|
| フェノール類     | 0.01 mg/L以下          | 0.01 mg/L以下 | 0.01 mg/L以下              |
| 銅          | 0.02 "               | 0.02 "      | 0.02 "                   |
| 亜鉛         | 0.1 "                | 0.1 "       | 0.1 "                    |
| 溶解性鉄       | 0.1 "                | 0.2 "       | 0.5 "                    |
| 全クロム       | 1.0 "                | 1.0 "       | 1.0 "                    |
| 陰イオン界面活性剤  | 0.1 "                | 0.1 "       | 0.1 "                    |

### ④ 底質

#### ア 河川

| 項 目     | 環 境 保 全 目 標  | 対 象 水 域 |
|---------|--------------|---------|
| P C B   | 10 mg/kg     | 全公共用水域  |
| 水 銀     | 25 mg/kg     | "       |
| ダイオキシン類 | 150 pg-TEQ/g | "       |

#### イ 海域

| 項 目     | 環 境 保 全 目 標   | 対 象 水 域 |
|---------|---|---------|
| P C B   | 10 mg/kg  | 全公共用水域  |
| 水 銀     | 「底質の暫定除去基準について」(昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号水質保全局長通知) に定める基準に該当しないこと | "       |
| ダイオキシン類 | 150pg-TEQ/g   | "       |

## 3 地盤環境

### ① 地盤沈下

| 項 目   | 環 境 保 全 目 標 | 対 象 地 域 |
|-------|-------------|---------|
| 地 盤 高 | 地盤沈下を進行させない | 府 内 全 域 |

### ② 地下水質

水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に塩化ビニルモノマー(0.002mg/L以下)を追加し、シス-1, 2-ジクロロエチレンは1, 2-ジクロロエチレンに読み替える。その他は水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に同じ。

③ 土壌汚染

| 項 目              | 目 標 値  | 対象地域 |
|------------------|--|------|
| カドミウム            | 検液 1 L につき <b>0.01</b> mg 以下であり、かつ、農用地において米 1 kg につき <b>0.4</b> mg 未満であること         | 府内全域 |
| 全シアン             | 検液中に検出されないこと   |      |
| 有機りん             | 検液中に検出されないこと   |      |
| 鉛                | 検液 1 L につき <b>0.01</b> mg 以下であること  |      |
| 六価クロム            | 検液 1 L につき <b>0.05</b> mg 以下であること  |      |
| 砒素               | 検液 1 L につき <b>0.01</b> mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1 kg につき <b>15</b> mg 未満であること |      |
| 総水銀              | 検液 1 L につき <b>0.0005</b> mg 以下であること  |      |
| アルキル水銀           | 検液中に検出されないこと   |      |
| P C B            | 検液中に検出されないこと   |      |
| 銅                | 農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき <b>125</b> mg 未満であること                                    |      |
| ジクロロメタン          | 検液 1 L につき <b>0.02</b> mg 以下であること  |      |
| 四塩化炭素            | 検液 1 L につき <b>0.002</b> mg 以下であること   |      |
| 1, 2-ジクロロエタン     | 検液 1 L につき <b>0.004</b> mg 以下であること   |      |
| 1, 1-ジクロロエチレン    | 検液 1 L につき <b>0.02</b> mg 以下であること  |      |
| シス-1, 2-ジクロロエチレン | 検液 1 L につき <b>0.04</b> mg 以下であること  |      |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること  |      |
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液 1 L につき <b>0.006</b> mg 以下であること   |      |
| トリクロロエチレン        | 検液 1 L につき <b>0.03</b> mg 以下であること  |      |
| テトラクロロエチレン       | 検液 1 L につき <b>0.01</b> mg 以下であること  |      |
| 1, 3-ジクロロプロペン    | 検液 1 L につき <b>0.002</b> mg 以下であること   |      |
| チウラム             | 検液 1 L につき <b>0.006</b> mg 以下であること   |      |
| シマジン             | 検液 1 L につき <b>0.003</b> mg 以下であること   |      |
| チオベンカルブ          | 検液 1 L につき <b>0.02</b> mg 以下であること  |      |
| ベンゼン             | 検液 1 L につき <b>0.01</b> mg 以下であること  |      |
| セレン              | 検液 1 L につき <b>0.01</b> mg 以下であること  |      |
| ふっ素              | 検液 1 L につき <b>0.8</b> mg 以下であること   |      |
| ほう素              | 検液 1 L につき 1 mg 以下であること  |      |
| ダイオキシン類          | 土壌 1 g につき <b>1,000pg-TEQ</b> 以下であること  |      |

(注) 1 検液とは土壌（重量）の **10** 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び廃棄物の埋立地その他の場所であって外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

#### 4 騒音・振動

##### ① 環境騒音

##### ア 一般地域

| 地域の類型 | 目 標 値                |                         | 対 象 地 域   |
|-------|----------------------|-------------------------|---|
|       | 昼 間<br>午前6時から午後10時まで | 夜 間<br>午後10時から翌日の午前6時まで |   |
| AA    | 50 デシベル以下            | 40 デシベル以下               | 富田林市大字甘南備<br>大阪府立金剛コロニーの敷地  |
| A     | 55 デシベル以下            | 45 デシベル以下               | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域                               |
| B     | 55 デシベル以下            | 45 デシベル以下               | 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。） |
| C     | 60 デシベル以下            | 50 デシベル以下               | 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く。）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）                                  |

##### イ 道路に面する地域

| 地 域 の 区 分  | 目 標 値                |                         |
|--|----------------------|-------------------------|
|  | 昼 間<br>午前6時から午後10時まで | 夜 間<br>午後10時から翌日の午前6時まで |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                           | 60 デシベル以下            | 55 デシベル以下               |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域<br>及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下            | 60 デシベル以下               |

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の目標値の欄に掲げるとおりとする。

| 目 標 値                |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 昼 間<br>午前6時から午後10時まで | 夜 間<br>午後10時から翌日の午前6時まで |
| 70 デシベル以下            | 65 デシベル以下               |

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## ② 航空機騒音

| 地域の類型 | 目 標 値      | 対 象 地 域  |
|-------|------------|--|
| I     | 70WECPNL以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。<br>ただし、次に掲げる地域を除く。<br>1 関西国際空港及び八尾空港の敷地<br>2 国土利用計画法第9条の規定により定められた森林地域であつて、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域 |
| II    | 75WECPNL以下 | 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。  |

## ③ 新幹線鉄道騒音

| 地域の類型 | 目 標 値     | 対 象 地 域  |
|-------|-----------|--|
| I     | 70 デシベル以下 | 地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域 |
| II    | 75 デシベル以下 | 地域類型の当てはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域   |

(注)「地域類型の当てはめをする地域」とは、大阪市及び吹田市の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300メートル以内の地域並びに摂津市、高槻市、茨木市及び島本町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 400メートル以内の地域(河川敷を除き、橋りょうに係る部分については別途図面に表示する地域を含む。)をいう。

## ④ 鉄軌道騒音、建設作業騒音、小規模飛行場騒音、振動、低周波音

| 項 目                     | 目 標 値                    | 対 象 地 域                               |
|-------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 鉄 軌 道 騒 音<br>(新幹線鉄道を除く) | 大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度 | 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域 |
| 建 設 作 業 騒 音             |                          |                                       |
| 小規模飛行場騒音*               |                          |                                       |
| 振 動                     |                          |                                       |
| 低 周 波 音                 |                          |                                       |

\*…1日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場を対象とする。